

施設における 不在者投票事務の手引

令和7年7月

群馬県選挙管理委員会

目次

I 施設における不在者投票の概要	1
1 不在者投票のできる施設の種類の	1
2 指定施設となるための手続	1
3 不在者投票のできる者	1
4 不在者投票のできる期間及び時間	2
II 不在者投票に従事する者	3
1 不在者投票管理者	3
① 不在者投票管理者となる者	3
② 不在者投票管理者の業務	3
2 不在者投票立会人	3
3 代理投票補助者	4
4 事務従事者	4
III 不在者投票を実施する場所	5
1 投票記載場所の配置例	5
2 不在者投票を実施する場所（投票記載場所）の要件	5
① 場所的要件	5
② 設備的要件	5
③ ベッド上での投票	5
IV 不在者投票の実施手順①（計画）	7
1 計画	7
① 不在者投票立会人・事務従事者・代理投票補助者の選任予定者の計画	7
② 不在者投票を実施する場所の計画	7
2 不在者投票日時・請求手続き等の周知	7
V 不在者投票の実施手順②（外部立会人の導入等）	8
1 外部立会人の導入等による不在者投票の公正の確保	8
2 外部立会人の導入手続き	8
3 外部立会人の選任方法	8
4 外部立会人に対する報酬の支払い	9
① 上記3のアによる方法により選任した場合	9

② 【上記3のイによる方法により選任した場合】	9
VI 不在者投票の実施手順③（投票用紙等を取り寄せる）	10
1 交付請求の依頼を入所者等に確認する	10
2 不在者投票事務処理簿の調製.....	11
3 投票用紙等の交付請求.....	11
① 書面による請求.....	11
② 投票用紙等の請求期間.....	11
4 投票用紙等の受領.....	11
① 投票用紙等の交付の時期	11
② 交付されるもの.....	11
③ 交付された投票用紙等の数の確認.....	11
VII 不在者投票の実施手順④（不在者投票の実施）	13
1 不在者投票立会人と代理投票補助者の選任.....	13
2 不在者投票の実施手順.....	13
3 投票用紙等の選挙人への交付・点検.....	14
① 代理請求により投票用紙等の交付を受けた選挙人の場合	14
② 本人請求により投票用紙等の交付を受けた選挙人の場合	14
4 投票用紙に記載すべきことの周知	15
5 点字投票の場合	15
6 代理投票	15
7 受理されない投票.....	16
VIII 不在者投票の実施手順⑤（不在者投票の送致）	17
1 不在者投票の送致.....	17
① 不在者投票は適当な封筒に封印して送致する.....	17
② 処理簿の写しを不在者投票と一緒に送致.....	17
③ 適切な郵送等の方法を使用してください.....	17
2 未使用の投票用紙等の返却	18
IX 不在者投票特別経費に係る実績報告	19
1 金額	19
① 事務的経費.....	19
② 外部立会人への報酬相当額	19
2 実績報告書.....	19
① 提出書類	19

② 報告先（群馬県内に所在の施設の場合）	19
3 交付決定・支払い	19
4 県・市町村選挙管理委員会一覧	20
X 不在者投票に関するQ & A	21
XI 各様式の記載例	27
XII 様式集	43

本手引の本文中では、法令等の略称として、以下の表記を用いています。

「 法 」 公職選挙法

「 令 」 公職選挙法施行令

「 県選管 」 群馬県選挙管理委員会

「 市町村選管 」 各市町村の選挙管理委員会

本手引に関する問い合わせ先

群馬県選挙管理委員会

電 話 : 027-226-2218

F A X : 027-243-2205

M A I L : senkan@pref.gunma.lg.jp

I 施設における不在者投票の概要

不在者投票は、選挙の当日に投票所に行けない選挙人や、身体に重度の障害がある選挙人のために、投票日の前でも投票できる方法を与えるように考えられた制度であり、当日投票の例外的な取扱いとして、不正の混入を避け、選挙の公正を確保するために特に厳格な事務手続が規定されています。

1 不在者投票のできる施設の種類

不在者投票を行うことができる施設は、次の【指定施設】又は【刑事施設等】です。

【指定施設】：(1) から (5) の施設で都道府県の選挙管理委員会が指定した施設

- (1) 病院（介護老人保健施設・介護医療院を含む。）
- (2) 老人ホーム（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、有料老人ホーム）
- (3) 身体障害者支援施設
- (4) 保護施設
- (5) 原子爆弾被爆者養護ホーム

【刑事施設等】：(6) から (9) の施設

- (6) 国立保養所
- (7) 刑事施設、労役場、監置場又は留置施設
- (8) 少年院又は少年鑑別所
- (9) 婦人補導院

2 指定施設となるための手続

県選管では、上記(1)～(5)の施設からの申請に基づいて指定を行っています。指定までの流れは次のとおりです。

【指定までの流れ】 *申請から指定までに通常1～2か月を要します。

- (1) 施設による申請
不在者投票施設指定申請書（様式1・44～45号）により申請書を作成
- (2) 県選管職員による施設調査
投票実施方法の説明、投票記載場所の確認等
- (3) 県選管での審議、指定
- (4) 県報への告示

なお、指定施設のうち**施設等の名称や所在地に変更**があった場合は、不在者投票施設届出事項変更届（様式2・46号）により報告してください。

また、諸事情により指定の解除を受けたい場合は、不在者投票施設指定解除申請書（様式3・47号）により申請してください。

3 不在者投票のできる者

不在者投票ができるのは、⑦選挙人（不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有し、選挙人名簿に登録されている人。2号参照）であって（法第9条、第42条、第43条）、④法第48条の2第1項のいずれかの事由に該当すると見込まれる方（法第49条第1項）です。④の事由とは、例えば次のようなものがあります。

- ・疾病、負傷、妊娠、老衰、身体の障害若しくは産褥にあるため歩行が困難であること（法第48条の2第1項第3号）。
- ・自分の登録されている選挙人名簿の属する投票区の区域外にある指定施設に入院（入所）中であること（法第48条の2第1項第2号）。

・刑事施設等（国立保養所を除く。）に収容されていること（法第48条の2第1項第3号）
 また、当該施設で不在者投票を行うことができるのは、その指定施設、刑事施設等に入院（入所、収容）中の方です（令第50条第1項・第4項、第55条第4項第2～5号）。

※ 指定施設及び刑事施設等の職員や、入院中の選挙人の付添人等は、指定施設及び刑事施設等で不在者投票を行うことはできません。

4 不在者投票のできる期間及び時間

不在者投票は、選挙期日の公示（告示）の日の翌日から選挙期日の前日まで（最高裁判所裁判官国民審査も原則は審査期日の告示の日の翌日から審査期日の前日までですが、例外的に審査期日の7日前から審査期日の前日までになることがあります。）の期間において、土日、祝日を含めた毎日午前8時30分から午後5時までの時間帯において実施することができます。

公示（告示）日の定めは下表のとおりであり、不在者投票のできる期間も選挙の種類によって異なります。特に町村長及び町村議会議員の選挙については、当該期間が4日間と短いため、注意してください。

選挙等の種類	公示（告示）日
衆議院議員の選挙	選挙期日の12日前まで
最高裁判所裁判官国民審査	審査期日の12日前まで
参議院議員の選挙	選挙期日の17日前まで
都道府県知事の選挙	〃 17日前まで
都道府県議会議員の選挙	〃 9日前まで
市長及び市議会議員の選挙	〃 7日前まで
町村長及び町村議会議員の選挙	〃 5日前まで

【選挙人名簿】

選挙権を有している人でも実際に投票を行うためには「選挙人名簿」に登録されていなければなりません。この選挙人名簿は、住民基本台帳のデータをもとにして、市町村の選挙管理委員会が登録を行っています。

選挙人名簿の登録は、原則として、その市町村に住所を有する年齢満18歳以上の人で、住民票が作成された日（他の市区町村からの転入者は転入届をした日）から引き続き3か月以上その市町村の住民基本台帳に記録されている人について行います。

投票は、その人が登録されている選挙人名簿がある市町村で行います。不在者投票のための投票用紙等は、同様に、入所者等が登録されている選挙人名簿がある市町村の選挙管理委員会から交付を受けることとなります。

例えば、A市からB市に転入し、転入届をした日から3か月経たないうちに選挙を迎えた者を考えると、B市では3か月経っていないので選挙人名簿に登録がありません。一方のA市では、転出者が転出してから4か月が経過した後に抹消しますので、まだ登録があります。この“A市からの転出より後でB市での登録より前の期間”は、現住所（B市）ではなく、A市の選挙人名簿に登録があることとなります。

つまり、直近3か月以内に市町村を越える住所移転（転出・転入）を行った者は、“現在の住所地ではない市町村の選挙人名簿に登録されている”期間が生じます。この期間中にある選挙人の投票は、選挙権との関係から、選挙の種類によって次のような違いがあります。

- ㉞ 衆議院議員・参議院議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査
 前住所地（例でいうA市）の市町村で投票
- ㉟ 都道府県の知事・議会議員の選挙
 県内市町村から引き続き同一県内の他の市町村に住所を移した場合は、前住所地の市町村で投票することができます。この場合、前住所地の市町村選管への交付請求には「引き続き当該都道府県の区域に住所を有することを証するに足りる文書」を添付するか、又は引き続き当該都道府県の区域に住所を有することの確認を申請する必要があります。
- ㊱ 市町村の選挙の場合
 投票することはできません。

II 不在者投票に従事する者

1 不在者投票管理者

① 不在者投票管理者となる者

指定施設又は刑事施設等における不在者投票の事務は、次の者が不在者投票管理者となり、行うことと定められています。

施設の種類	不在者投票管理者	左記の者が欠けた場合等に不在者投票管理者となる者	
指定施設	病院（介護老人保健施設・介護医療院を含む。）	病院の院長	病院の院長の職務を代理すべき者
	老人ホーム	老人ホームの長	老人ホームの長の職務を代理すべき者
	身体障害者支援施設	施設の長	施設の長の職務を代理すべき者
	保護施設	施設の長	施設の長の職務を代理すべき者
	原子爆弾被爆者養護ホーム	原子爆弾被爆者養護ホームの長	ホームの長の職務を代理すべき者
国立保養所	所長	所長の職務を代理すべき者	
刑事施設、労役場、監置場又は留置施設	刑事施設の長又は留置施設の留置業務管理者	刑事施設の長又は留置施設の留置業務管理者の職務を代理すべき者	
少年院、少年鑑別所	少年院の長又は少年鑑別所の長	少年院の長又は少年鑑別所の長の職務を代理すべき者	
婦人補導院	婦人補導院の長	婦人補導院の長の職務を代理すべき者	

② 不在者投票管理者の業務

不在者投票管理者が行う業務は次のとおりです。

- (1) 不在者投票の記載場所の確保、設備
 - (2) 投票用紙及び不在者投票用封筒の交付請求（代理請求の場合）
 - (3) 不在者投票立会人の選任
 - (4) 投票用紙、不在者投票用封筒、不在者投票証明書の点検
- ※不在者投票証明書は、選挙人が自ら投票用紙等の交付を請求した場合のみ送付されます。
- (5) 選挙人への投票用紙等の交付、投票実施
 - (6) 代理投票の許否決定と代理投票補助者の選任
 - (7) 市町村選管への投票の送致
 - (8) 不在者投票特別経費算定のための実績報告

2 不在者投票立会人

投票に立ち会い、投票が公正に行われるように監視する役割を果たします。

不在者投票管理者が、選挙権を有する者の中から、最低1人を選任します。この不在者投票立会人は、不在者投票管理者や代理投票補助者と兼ねることはできず、投票用紙の交付等の投票事務を行うこともできません。

【不在者投票立会人の外部選任（外部立会人の導入）】

指定施設及び国立保養所の不在者投票管理者は、市町村選管があらかじめ選定した者（外部立会人）を投票に立ち会わせることその他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされています（法第49条第10項）。各指定病院等においては、外部立会人の導入について積極的に御検討ください（8～9頁参照）。

3 代理投票補助者

心身の故障その他の事由により自分で候補者の氏名を書くことができない選挙人のため、代理投票という制度があります（15～16頁参照）。この代理投票の補助者を、下記4の事務従事者のうちから2人、不在者投票管理者が投票立会人の意見を聞いて選任します。

- ※ 不在者投票管理者・立会人は、代理投票補助者を兼務することができません。
- ※ 選挙人の家族や付添人等が代理投票を補助することはできません。

4 事務従事者

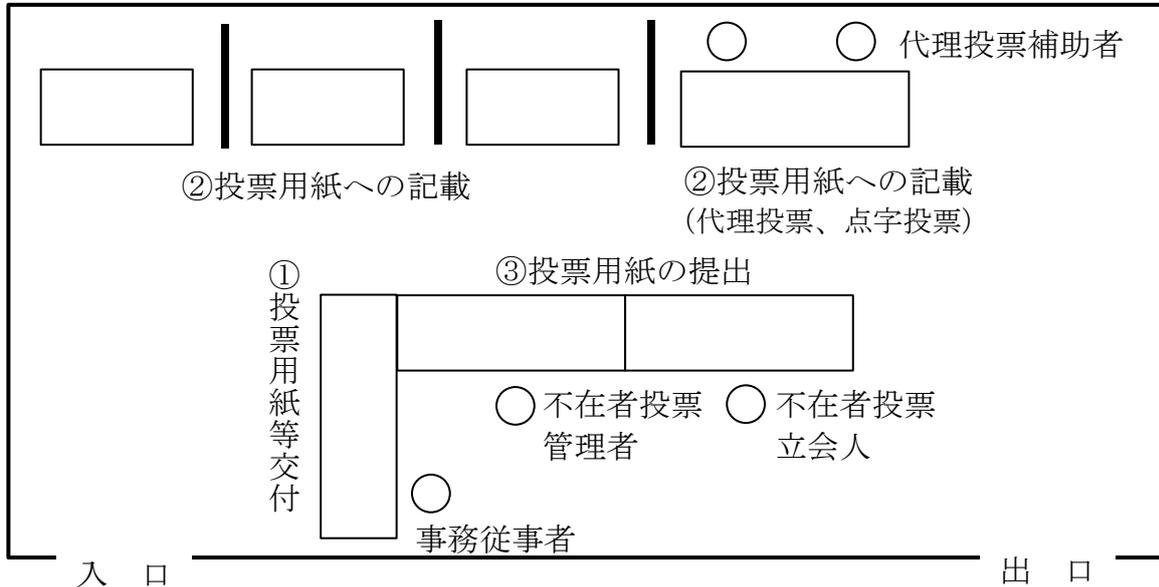
不在者投票管理者の指示の下で、投票事務に従事します。

- ※ 不在者投票に従事する者には、法第255条第1項の規定により、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪の罰則の適用があります。また、不在者投票管理者は、業務上の地位を利用し、不在者投票に関して選挙運動をすることが罰則をもって禁止されています（法第135条第2項、第241条第2号）。

III 不在者投票を実施する場所

1 投票記載場所の配置例

不在者投票を実施し、選挙人が投票の記載を行う場所の配置を例示すれば下図のとおりです。あくまで例示ですので、施設が有する部屋・室の状況（面積や形状）、不在者投票を行う選挙人の数等を考慮の上、配置してください。



2 不在者投票を実施する場所（投票記載場所）の要件

① 場所的要件

不在者投票は、「不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において」（法第49条第1項）行うものとされ、指定施設・刑事施設等の外部での実施まで一概に許されているわけではありません。

② 設備的要件

不在者投票を実施し選挙人が投票用紙に記載を行う場所（投票記載場所）の設備は、投票用紙に記入しているところを他人がのぞき見たり、投票用紙の交換その他不正な行為をしたりすることができないよう配慮する必要があります。その他にも、次のような点にご注意ください。

- (1) 投票の秘密が守られるよう配慮すること（不特定多数の者が行き来するロビー等は避ける、投票を記載するための机等に仕切りを設けるなど）
- (2) 投票を記載するための机等を置くこと。
- (3) 点字投票を申し立てた選挙人がいる場合は、点字器を用意すること。
- (4) 選挙運動又は政治活動に関するポスター、ビラなどを置かないこと。また、室外のポスターなどが見えないよう工夫すること。
- (5) 候補者氏名等は一切掲示しないこと。

【投票記載所における候補者氏名等の掲示はできない】

施設における不在者投票においては、法第175条の規定により、候補者氏名等を掲示することはできません。

候補者氏名等一覧を見せて欲しいという要望があった場合に見せられるように準備しておく対応が考えられます。

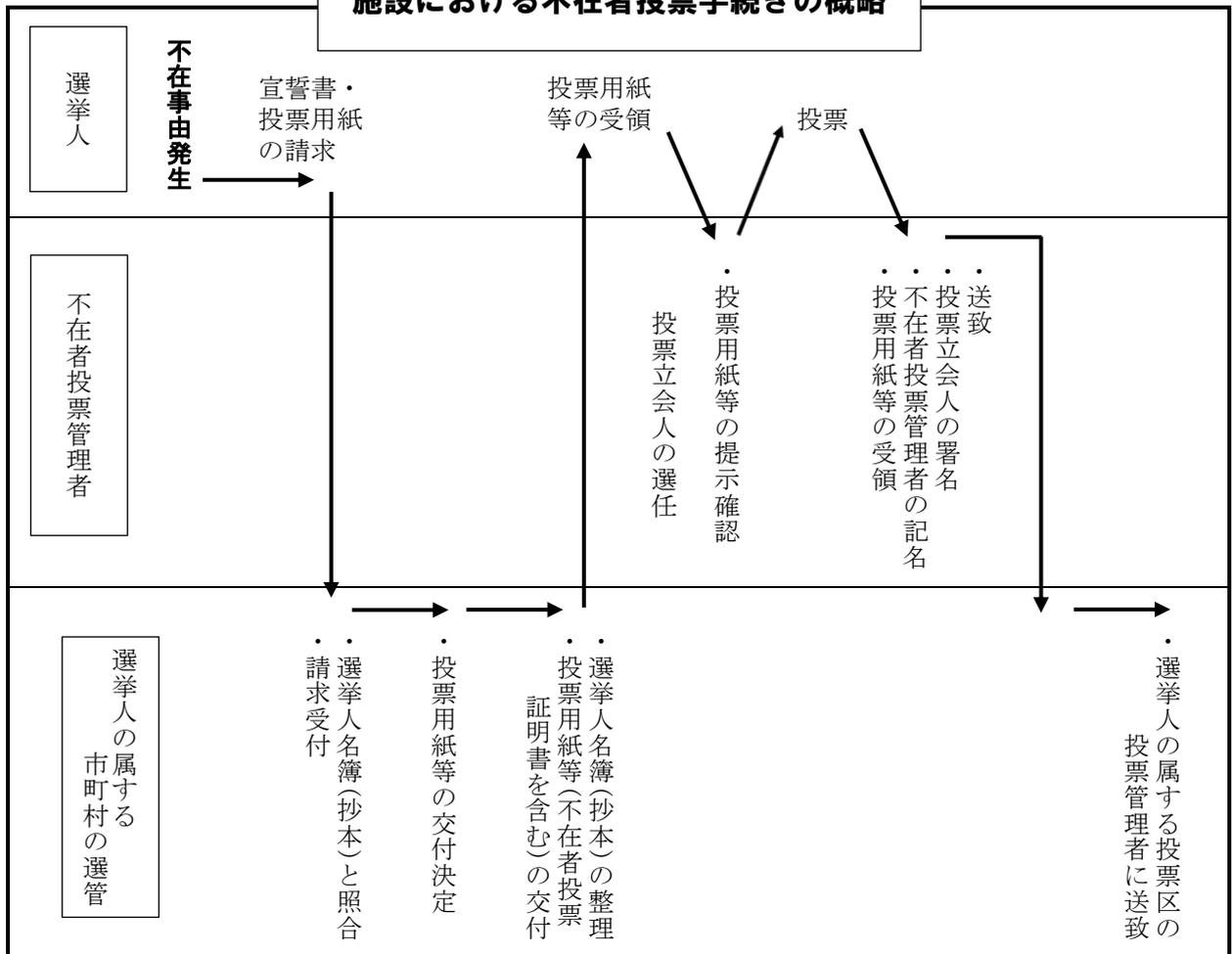
③ ベッド上での投票

重病人等で歩行困難な選挙人については、不在者投票管理者の管理下で不在者投票立会人の立ち会いがある場合に限り、例外としてベッド上で投票することも差し支えありません。

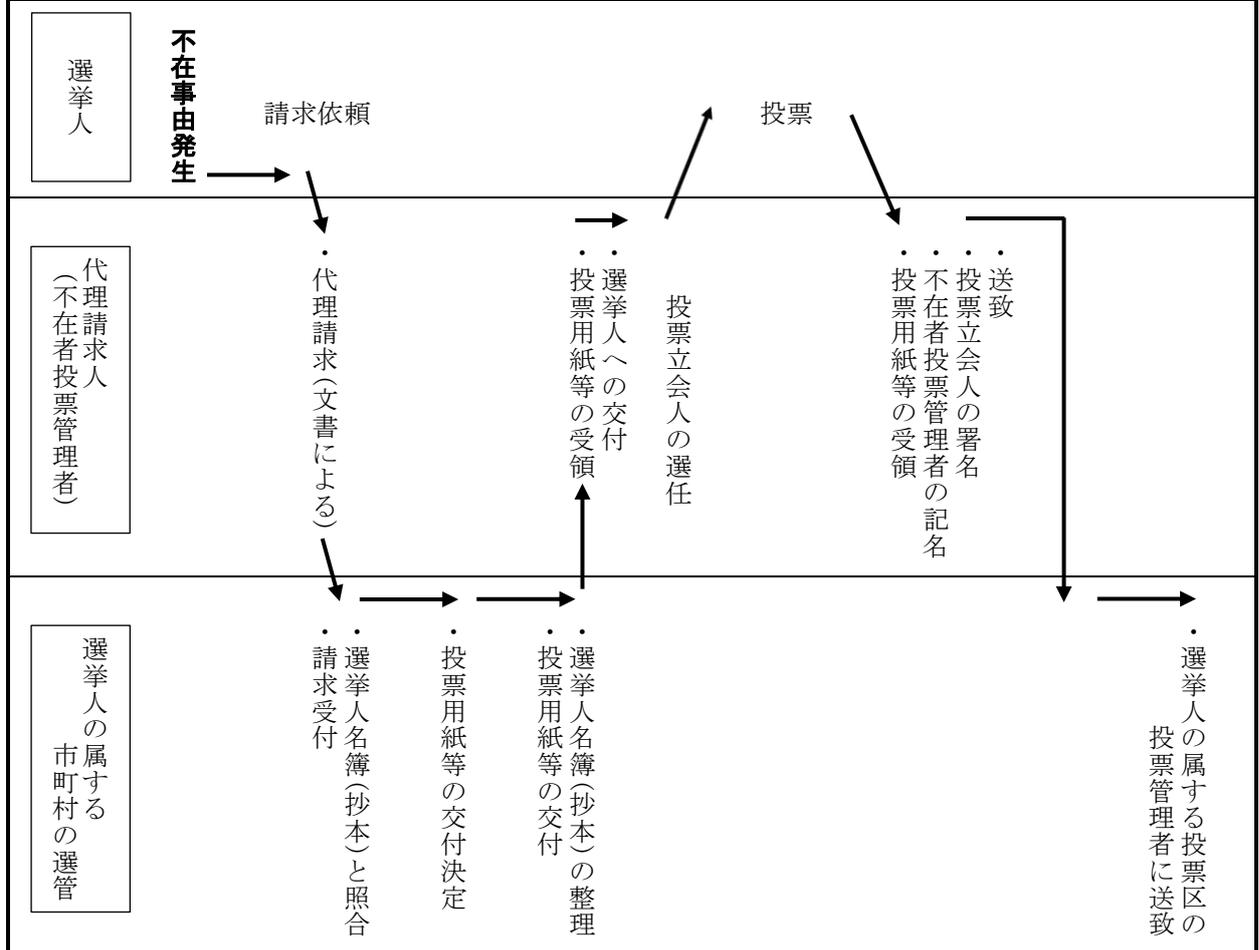
なお、その際は、投票の秘密保持に特に注意を払うとともに、室内に選挙運動又は政治活動に関するポスター、ビラなどがある場合は予め撤去しておいてください。

施設における不在者投票手続きの概略

選挙人本人の請求の場合



代理請求人の請求の場合



IV 不在者投票の実施手順①(計画)

1 計画

不在者投票を実施できる期間には定めがあり（2㉟参照）、投票済みの投票は、選挙期日当日の投票所が閉まる時刻までに投票所に届くように市町村選管に送致又は郵送しなければなりません。このような限りがある期間の中で、漏れなく適切に不在者投票を実施するため、あらかじめ日程を計画しておくことは大切です。

なお、不在者投票の実施は1日に限定する必要はなく、都合に応じて複数日に分けて実施することでも差し支えありません。

① 不在者投票立会人・事務従事者・代理投票補助者の選任予定者の計画

3～4㉟にあるとおり、不在者投票の実施に際しては、法令で定められた不在者投票管理者の他、不在者投票立会人や事務従事者、代理投票補助者といった役割の方が必要になります。こうした役割を務める人員を用意できるか、日程を計画する上で外せないポイントです。

不在者投票立会人については外部立会人の導入を積極的に御検討ください（導入手続き等は8～9㉟参照）。

また、それぞれの役割を再確認し、適切に不在者投票を実施するため、不在者投票の事務に関わる職員は、必要に応じて打合せをしておくといでしょう。

② 不在者投票を実施する場所の計画

「どこで不在者投票を実施するか」も決めておかなければなりません。5㉟のとおり、不在者投票を実施する場所（投票記載場所）を計画しておきましょう。

2 不在者投票日時・請求手続き等の周知

計画が決まったら、㉟不在者投票の実施日時・場所、㉟投票用紙等の請求手続きなど、入所者等に対して周知を行ってください。

V 不在者投票の実施手順②(外部立会人の導入等)

不在者投票管理者は、外部立会人を投票に立ち合わせる事その他の方法により、不在者投票の公正な実施の確保に努めなければならないとされています(法第49条第10項)。

1 外部立会人の導入等による不在者投票の公正の確保

特に指定施設及び国立保養所(以下「指定病院等」といいます。)の不在者投票管理者は、次の⑦～⑨のいずれかの取組みを行うことについて御検討ください。

- ⑦ 市町村選管が選定(又は任命)した者を外部立会人として選任
- ⑧ 市町村選管の職員を、外部立会人として不在者投票に立ち合わせる
- ⑨ 不在者投票が行われている時間中に、市町村選管の職員の派遣を求め、不在者投票が公正かつ適正に行われているか確認を受ける

なお、上記のいずれの方法によるかは、各市町村によって取扱いが異なりますので、各指定病院等の所在地の市町村選管に御相談ください(市町村選管の連絡先は20頁参照)。

2 外部立会人の導入手続き

市町村選管が選定(又は任命)した者を外部立会人として選任する方法を導入する場合は、次の手順によってください。

- (1) 外部立会人の選任を希望する指定病院等は、外部立会人選定依頼書(様式11・57頁)により、指定病院等の所在地の市町村選管にその旨依頼してください。

※ 投票実施日を決定後早めに電話等で相談してください(投票用紙の請求前でも可能)。

- (2) 依頼を受けた市町村選管は、対応について指定病院等に通知します(様式12・58頁)。外部立会人を派遣する場合は、外部立会人候補者名簿等の中から選定又は任命した者の氏名を通知します。また、派遣できない場合は、職員を巡回させるか又は希望に添えない旨を通知します。

※ 外部立会人を派遣する場合は、指定病院等において報酬を支払う必要があるか否かについても、併せて通知されます。

※ 立会人候補者の人数が不足する等の理由により、依頼のあった指定病院等に対し立会人を派遣できない場合は、情報提供のあった投票実施時間中に職員を巡回させる等、可能な範囲で代替手段を講じることとしていますので、御了承ください。

- (3) 外部立会人を派遣する市町村選管は、外部立会人選定(任命)通知(様式13・59頁)により立会人宛て通知します。

- (4) 不在者投票実施日当日、指定病院等の不在者投票管理者は、投票を開始する前に、通常の手続き(5頁参照)により、不在者投票立会人を選任します。

- (5) 指定病院等において報酬を支払った場合は、立会人から領収書を徴してください。

※ 市町村選管が任命した者を立ち合わせる場合(下記3のイによる方法)は、市町村選管が報酬を直接支払いますので、指定病院等において報酬を支払う必要はありません。

- (6) 不在者投票実施後、指定病院等は、立会人を選定した市町村選管宛てに、外部立会人選任による不在者投票実績報告書(様式14・60頁)及び領収書の写しを提出してください。

※ 指定病院等が立会人に報酬を支払った場合は、同書・領収書の写しは不在者投票に係る実績報告書兼請求書(様式10)に添付しての提出もしてください。

3 外部立会人の選任方法

上記1⑦の方法により外部立会人を選任するに当たっては、次の2通りの方法があります。各市町村選管によって対応が異なりますので、各施設の所在地の市町村選管に外部立会人の選定を申し出た際に、御確認ください。

ア 市町村選管が選定した者を不在者投票管理者が外部立会人として選任する方法

イ 市町村選管が市町村の公務員として外部立会人を任命し、その者を不在者投票管理者が外部立会人として選任する方法

4 外部立会人に対する報酬の支払い

市町村選管が選定した外部立会人が不在者投票に立ち会った場合、実績に応じて報酬を支払うこととなりますが、支払方法は上記3の選任方法によって異なります。

① 上記3のアによる方法により選任した場合

不在者投票管理者は、外部立会人に対し、実際に従事した時間に応じて報酬を支払ってください（なお、この場合、上記2(5)の手続きにより領収書を徴収してください）。

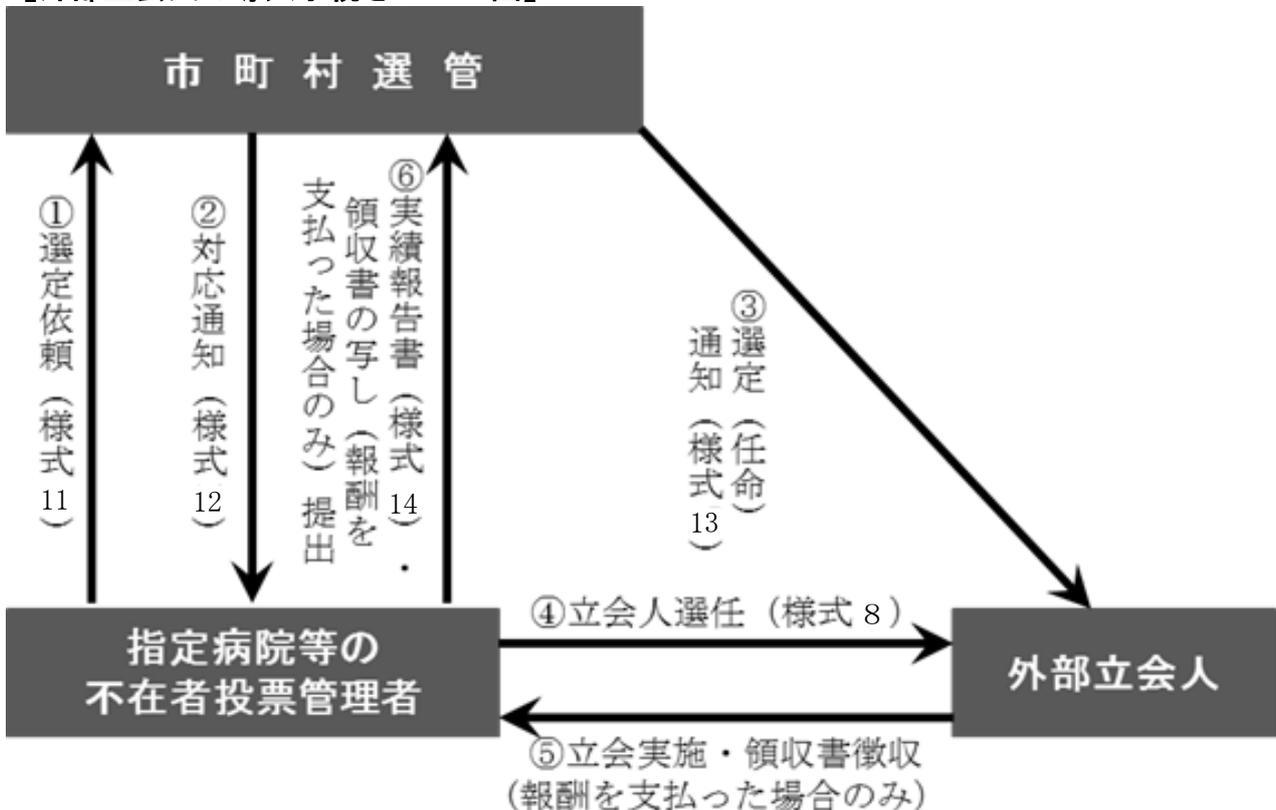
なお、当該報酬相当額については、不在者投票の事務的経費と併せ、不在者投票特別経費として交付することができます。（交付に係る方法は19頁参照）。

② 【上記3のイによる方法により選任した場合】

市町村選管が外部立会人に報酬を直接支払いますので、不在者投票管理者から報酬を支払う必要はありません。

ただし、この場合であっても、外部立会人を選任した市町村選管宛て、外部立会人選任による不在者投票実績報告書（様式14・60頁）を提出してください。

【外部立会人の導入手続きフロー図】



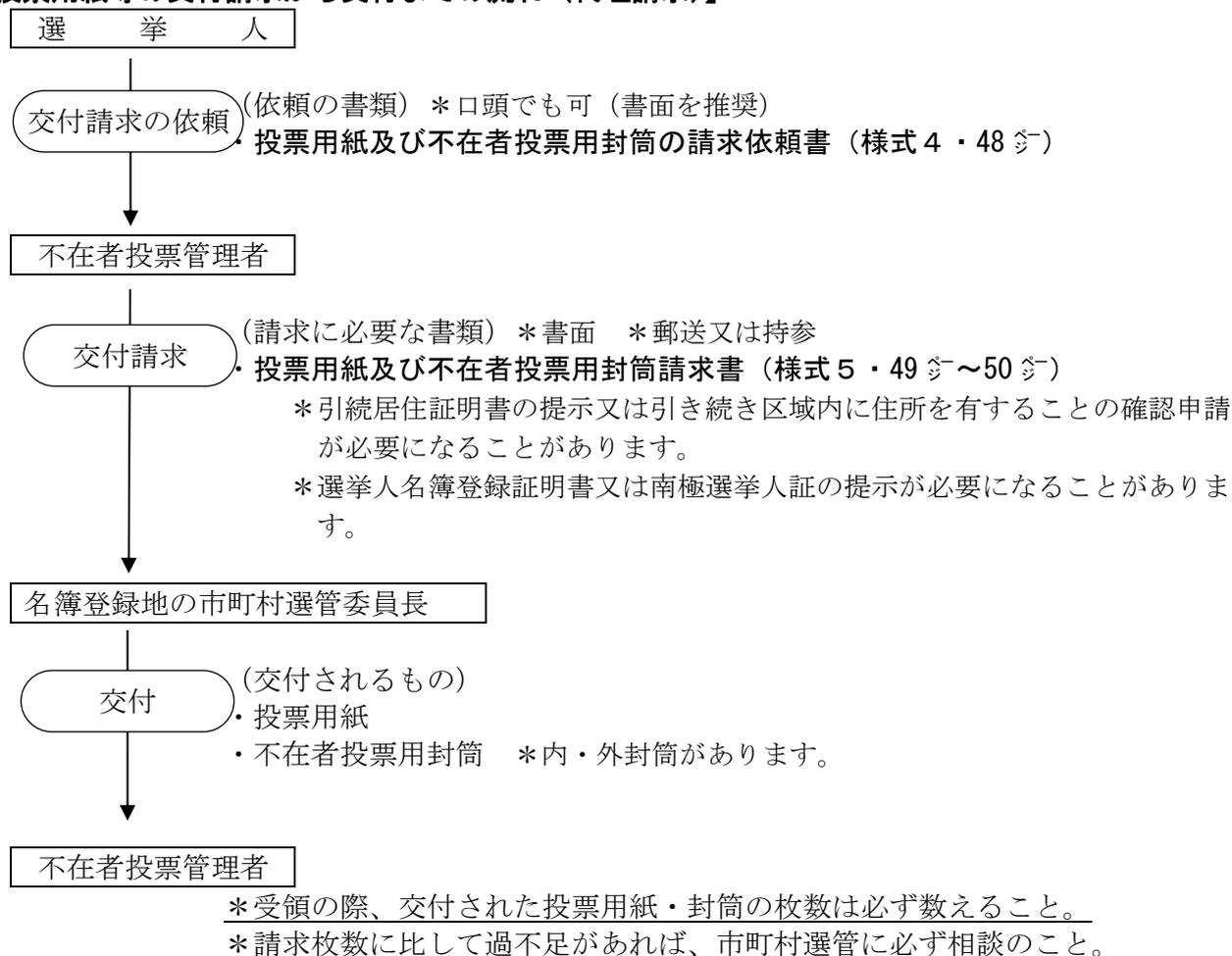
VI 不在者投票の実施手順③(投票用紙等を取り寄せる)

投票用紙は、入所者等が登録されている選挙人名簿が所在する市町村(おおむね住所地の市町村。2頁参照)の選挙管理委員会から交付を受けます。不在者投票を実施する前に、投票用紙などの交付を市町村選管に請求し、交付を受けておく必要があります。

投票用紙等の交付請求は、不在者投票管理者(又はその代理人)が入所者等に代わって行うもの(代理請求)と、入所者等が自ら行うもの(本人請求)の2つがあります。

ここでは主に代理請求を例について説明します。

【投票用紙等の交付請求から交付までの流れ(代理請求)】



1 交付請求の依頼を入所者等に確認する

市町村選管への投票用紙等の交付請求は、あくまで入所者等の依頼に基づき、不在者投票管理者(又はその代理人)が入所者等に代わって行うものです。

このため、入所者等に投票用紙等の交付請求の依頼があるかどうかを確認します。依頼は書面で受ける必要はなく、口頭でも差し支えありませんが、書面での確認を推奨しています(投票用紙及び不在者投票用封筒の請求依頼書(様式4・48頁))。点字によって投票をするかどうか、このときに併せて確認しておきます。

なお、例えば、施設Aの施設長が代理請求を行うのは、施設Aで行う不在者投票の使用分に限られることに注意してください。施設Aの入所者であっても、施設Bで不在者投票を行う予定であれば、施設Bに移った後に施設Bの施設長から代理請求をすることとなります(又は、施設Bで不在者投票を行う予定として入所者が本人請求を行う)。

また、入所者等の投票意思の確認について、漏れなく行うよう御配慮をお願いします。

2 不在者投票事務処理簿の調製

上記1で確認した事項を整理・記録（請求依頼のあった入所者等の氏名・住所、点字投票の申出有無を記載する）して、その後の手続きを進捗管理して混同・誤り・漏れなどのミスを防ぐため、不在者投票事務処理簿（様式6・51 ㊦）を作成しましょう。

当該処理簿は、ミスを防ぐために重要であることはもちろん、市町村選管で参考とされ、不在者投票特別経費に係る実績報告（様式10・55 ㊦）として提出することとなる資料です。当該処理簿を活用しながら事務を進めてください。

3 投票用紙等の交付請求

① 書面による請求

上記1で確認し、上記2で記録した情報を基に、不在者投票管理者（又はその代理人）は、選挙人の名簿登録地（住民票のあるところにはほぼ等しい）の市町村選管に投票用紙等を請求します。この請求は必ず文書で行います。点字用の投票用紙の交付を受けるためには、この請求時に点字投票を併せて申し立てる必要があることに注意してください。

② 投票用紙等の請求期間

選挙期日の前日までで、選挙期日の公示（告示）の前でも請求できます。

【注意】最高裁判所裁判官国民審査の請求期間については、例外的に審査期日の7日前から審査期日の前日までになることがあります。

【よくある質問】

Q1 選挙人から依頼を受けて投票用紙等の交付請求をする場合、不在者投票管理者本人でなければ交付請求できませんか。

A1 代理請求による交付請求は不在者投票管理者の代理人が行うこともできます。代理人であれば、例えば庶務担当課長も請求できます。

この場合には、投票用紙等請求書（様式5・49 ㊦）の「職・氏名」欄に「△△病院長 代理人 庶務課長 ○○○○」のように明記してください。

Q2 不在者投票を実施した後に、入所者等から投票用紙等の交付請求の依頼があった場合、依頼を断ってもよいでしょうか。

A2 不在者投票のできる期間内であれば、依頼を断らないでください。投票記載場所は、投票の秘密が保持できる限り、必ずしも独立の部屋への設置を要しません。実施を工夫され、依頼を断ることがないようにお願いします。

4 投票用紙等の受領

① 投票用紙等の交付の時期

交付請求が適当であると認められれば、市町村選管から投票用紙等が不在者投票管理者（又は代理人）に交付され、又は郵便をもって発送されます。ただし、不在者投票のできる期間からあまりに早い時期に投票用紙等が交付されることはなく、選挙期日の公示（告示）前に交付請求をした場合でも、当該公示（告示）の前日程度にならないと、投票用紙等は交付されないと考えられます。

② 交付されるもの

選挙人一人に対し一つの選挙について、㊦投票用紙、㊧不在者投票用封筒（内封筒）、㊨不在者投票用封筒（外封筒）、の3種類が1枚ずつ交付されます（この3種類をまとめて「投票用紙等」と呼んでいます）。

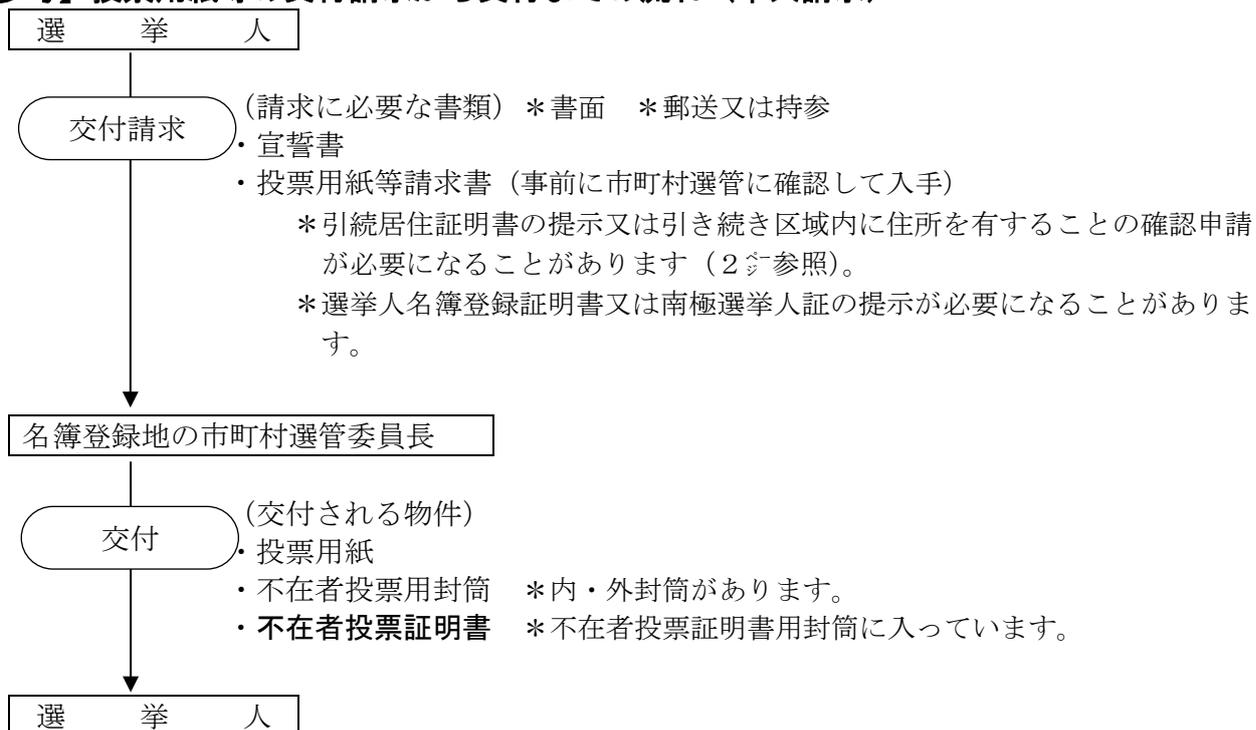
③ 交付された投票用紙等の数の確認

投票用紙等を受領した際、次の㊦㊧の事項は必ず確認してください。特に、投票用紙等の枚数を常に把握しておくことは、選挙人一人に対して投票用紙を2枚交付する（二重交付）を防ぐ観点からもとても大切ですので、①の確認は慎重に行ってください。

㊦投票用紙及び不在者投票用封筒の数が、請求した選挙人の数と一致するか。

㊧点字投票を申立てた選挙人に交付された投票用紙に「点字投票」の旨の表示があるか。

【参考】投票用紙等の交付請求から交付までの流れ（本人請求）



VII 不在者投票の実施手順④(不在者投票の実施)

1 不在者投票立会人と代理投票補助者の選任

不在者投票の実施は、必ず、不在者投票管理者の管理下で、不在者投票立会人の立会いの下で行いますので、不在者投票の開始時、不在者投票管理者は忘れずに不在者投票立会人を選任してください。代理投票に対応できるよう、不在者投票立会人の意見を聞いて、事務従事者の中から代理投票補助者を選任しておくといよいでしょう。

いずれの選任も、必ずしも書面で行う必要はありませんが、選任に係る様式をお示ししています(不在者投票立会人選任・承諾書(様式8・53頁)、代理投票補助者選任・同意書(様式9・54頁))。

2 不在者投票の実施手順

投票管理者

㉞: 投票用紙等を選挙人(投票用紙等の交付請求の依頼をした入所者等)に交付・点検

選挙人

- ㉟: 投票用紙に記載
- ㊱: ㉟を不在者投票用封筒(内封筒)に入れて封をする
- ㊲: ㊱をさらに不在者投票用封筒(外封筒)に入れて封をする
- ㊳: ㊲の不在者投票用封筒(外封筒)の表面に署名(氏名を自書)。
- ㊴: 不在者投票管理者に㊳を提出

【投票用紙】

㉞投票用紙を内封筒に入れて封をする

点字投票用の投票用紙には「点字投票」の表示あり

候補者氏名 	○ ○ 選 ニー 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 候補者でない者の氏名は、書かないこと。 ○ 注意 ○ ○ 選挙 〇〇市選 員会之印
---	--

㉟選挙人が候補者氏名等を自書(点字投票の場合は点字で自書)
 ※代理記載の場合: あらかじめ選任された補助者が、選挙人本人の意思を確認した上で、選挙人の指示する候補者の氏名等を記載

【内封筒】

㊱内封筒を外封筒に入れて封をする

(内封筒)

注意

この封筒には、何も書かないでください。
 この封筒に記載済みの投票用紙を入れ、封をしたうえ、外封筒に入れて更に封をしてください。
 投票用紙は折らなくても入ります。

○ ○ 選挙

※実際の投票用紙・封筒類の記載内容は、選挙ごとに異なります。2つ以上の選挙が同時に行われる際は、選挙の種類に注意し、交付誤り等が発生しないよう御注意ください。

【外封筒(表)】

○ ○ 選挙
不在者投票
 (外封筒)

〇〇市選
 員会之印
 選挙管理委

群馬太郎

投票者氏名(署名)

㊳選挙人の署名(点字投票の場合は点字で)

不在者投票管理者

- ㊦：受け取った不在者投票用封筒（外封筒）の裏面に、投票の年月日、投票の場所及び不在者投票管理者の氏名を記載（ゴム印でも可）
- ㊧：不在者投票立会人に㊦を渡す

【外封筒（裏）】

不在者投票立会人

- ㊧：受け取った不在者投票用封筒（外封筒）の裏面に署名（氏名を自書）※必ず立会人自身が署名しなければなりません（ゴム印等不可）。
- ㊨：不在者投票管理者に返す

不在者投票管理者

- ㊩：不在者投票を保管

3 投票用紙等の選挙人への交付・点検

① 代理請求により投票用紙等の交付を受けた選挙人の場合

投票用紙等を選挙人に渡すときは、投票用紙と不在者投票用封筒の点検を行うとともに交付誤りや二重交付を決して生じさせないよう、次の点に特に注意して確認してください。

- ㊰ 所定の投票用紙か、投票用紙に候補者の氏名等が既に記載されていないか。
- ㊱ 当該選挙人に渡すべき投票用紙等を渡しているか。
（例）A町の選挙人に、B市選管から交付された投票用紙等を渡していないか。
（例）点字投票の希望者には「点字投票」の表示がある投票用紙を渡しているか。
- ㊲ 既に交付した選挙人にもう一度投票用紙等を渡していないか。複数枚重なった投票用紙を渡していないか。
- ㊳ まだ渡していない投票用紙等の数と、まだ投票していない選挙人の数が一致しているか（在庫計算に狂いがないか）。
- ㊴ 2つ以上の選挙を同時に行う場合に、投票用紙と封筒の組み合わせを正しいか。

以上の点を確実に確認する上で、不在者投票事務処理簿（様式6・51 ㊦）により、不在者投票の状況（誰が希望しているか、誰に投票用紙等を渡したか、誰が投票を行ったか、点字投票を希望しているか）を記録し、逐一把握することが非常に有益と考えられます。また、㊴への対策として「1つの選挙の投票を終えた者に、別の選挙の投票用紙等を渡す」といった工夫が考えられます。積極的に取り入れてください。

② 本人請求により投票用紙等の交付を受けた選挙人の場合

選挙人が不在者投票記載場所に投票用紙等を自ら持ってくるので、提示させ、①の㊰㊱の点を点検・確認します。

さらに、不在者投票証明書在中封筒が提出させ、これを開封して次の点を調べます。

- ・不在者投票証明書用封筒の封が開いていないか。
- ・本人であるかどうか。

※ 点検の前に不在者投票証明書の封筒が開封してある場合には、いかなる理由であっても投票させることはできません。

※投票前に既に投票用紙に候補者の氏名等が記載されていた場合は、選挙人から市町村選管に対して、投票用紙等の引き換えを請求させてください。

4 投票用紙に記載すべきことの周知

次のとおり、選挙によって投票用紙の記載方法が異なりますので、投票用紙等を渡す際に選挙人に周知してください。

選挙の別	記載方法
衆議院小選挙区選出議員選挙	候補者の氏名を書く
衆議院比例代表選出議員選挙	政党・政治団体の名称又は略称を書く
最高裁判所裁判官国民審査	やめさせた方がよいと思う裁判官については、その氏名の上の記載欄に×を書く やめさせなくてもよいと思う裁判官については、何も書かない
参議院選挙区選出議員選挙	候補者の氏名を書く
参議院比例代表選出議員選挙	候補者の氏名 又は 政党・政治団体の名称若しくは略称を書く
都道府県・市町村の長又は議会議員の選挙	候補者の氏名を書く

5 点字投票の場合

点字投票用の投票用紙を用いること、投票用紙への記載を点字で行うこと、不在者投票用外封筒の表面の署名（自書）を点字で行うこと（この場合、先に外封筒表面への署名を行い、その後、署名済みの外封筒に内封筒を入れる）以外は、2と同様の手順で行います。

6 代理投票

文字の読み書きができない、又は病気や障害によって候補者の氏名を自書できない選挙人は、不在者投票管理者に申請して代理投票をすることができます。代理投票とは、「選挙人自らが投票用紙に記載する」原則の例外で、選挙人の指示により代理投票補助者が投票用紙に代理で記載を行うものです。

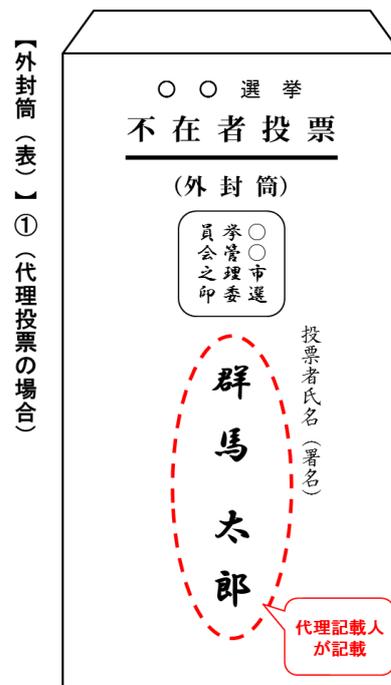
代理投票は、事務従事者のうちから2人、不在者投票管理者が投票立会人の意見を聞いて選任した代理投票補助者が行うため、家族や付添人等の方でも、選挙人の指示を聞き取ることを含め代理投票の手続には関与できません（投票用紙が見えない程度の距離を保ってもら必要はありますが、家族や介助の方が選挙人のそばにいることまで禁じられるものではありません）。

よって、代理投票補助者は、投票手続きに入る前に、選挙人の家族等との間で、候補者の氏名等の確認に必要な選挙人本人の意思確認の方法について事前打合せを行う等、個々の選挙人の状況に応じて適切に対応してください。

代理投票を行うときは、**代理投票・仮投票処理簿（様式7・52 ㊦）**に記録を残してください。投票管理者等が受理・不受理を判断する際の大切な資料のひとつになります。

(1) 代理投票の方法

- ア：選挙人を不在者投票管理者の面前まで連れて行き、選挙人の氏名、代理投票を希望する旨及び代理投票事由を述べさせます。
- イ：不在者投票管理者は、立会人の意見を聴いて、代理投票させるかどうかを決定します。
- ウ：不在者投票管理者は、代理投票させることを決定し、その決定に立会人に異議がないときは、あらかじめ選任した代理投票補助者2名に代理投票を指示します。
- エ：代理投票補助者2名のうちの1人（代理記載人）が、選挙人の指示する候補者1人の氏名等を記載
→不在者投票用封筒（内封筒）に入れ封をする
→不在者投票用封筒（外封筒）に入れ封をして、外封筒の表面に選挙人の氏名を記載
この間、他の1人はこれに立ち会います。
- オ：不在者投票管理者に投票を提出します。



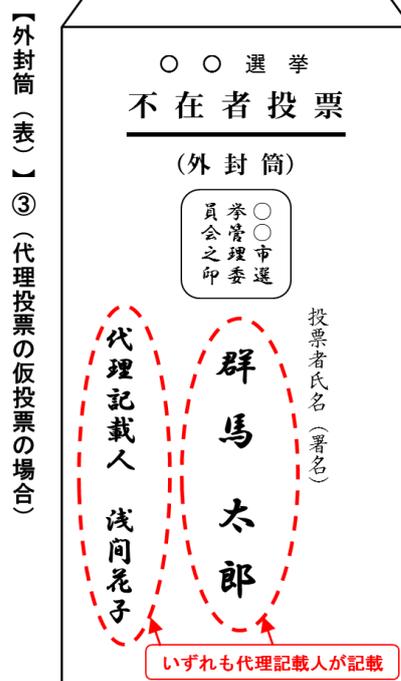
(2) 代理投票の拒否

代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めるときは、立会人の意見を聴いて代理投票を拒否することができます。

(3) 代理投票の仮投票をさせる場合

代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき、又は代理投票をさせることについて立会人に異議があるときは、「代理投票の仮投票」をさせます。

代理投票の仮投票の場合、(1)のエの手続きの際、代理記載人は選挙人氏名欄の左に「代理記載人〇〇〇〇（代理記載人の署名（氏名の自書）」を書き加えます。これ以外は①と同じです。



7 受理されない投票

次のような不在者投票は、投票管理者において「不受理」とされてしまうので、不在者投票管理者は丁寧な確認をお願いします。

- ㊦ 外封筒の表面に選挙人の署名のないもの
- ㊧ 外封筒の裏面に投票年月日、場所、不在者投票管理者氏名の記名のないもの
- ㊨ 外封筒の裏面に立会人の署名のないもの（自署でないもの）
- ㊩ 代理投票の仮投票について、外封筒の表面に代理記載人の署名がないもの（自署でないもの）
- ㊪ 外封筒に不用な事項の記載のあるもの
- ㊫ 外封筒の封がされていないもの

VIII 不在者投票の実施手順⑤(不在者投票の送致)

1 不在者投票の送致

① 不在者投票は適当な封筒に封印して送致する

不在者投票管理者は、選挙人が投票した不在者投票を次のとおり封筒に封印します（本人請求の選挙人から提出された不在者投票証明書があれば、同封のこと）。

⑦ 適当な封筒に入れて封をする

⑧ 表面に「不在者投票在中」と朱書き

⑨ 裏面に施設名、所在地、不在者投票管理者名を記載（ゴム印でも可）し押印

この封筒（送致用封筒）を選挙人の名簿登録地の市町村選管に送致又は郵送します（誤って県選管等に送付しないよう御注意ください）。

(表)

切手

□□□-□□□□

〇〇市選挙管理委員会委員長 あて

〇〇市××町△△番地

不在者投票在中
(〇〇選挙)

朱書きで記入

(裏)

封印

〒000-0000

〇〇病院 院長 赤城太郎

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

② 処理簿の写しを不在者投票と一緒に送致

不在者投票を送致する際、送致用封筒の中に封印する必要まではありませんが、不在者投票事務処理簿の写し（代理投票を行った場合は代理投票・仮投票処理簿の写しを含む。）を併せて市町村選管に送ってください。投票管理者が不在者投票の受理・不受理を判断するための大切な資料のひとつになります。

③ 適切な郵送等の方法を使用してください

不在者投票を郵送で送る際は、速達や書留、交付記録郵便（いわゆるレターパック）を使用するなど、適切な取扱いに御協力ください。

※ 選挙期日の投票所が閉鎖する時刻までに投票所に届かない不在者投票は受理されません。投票終了後の投票は、なるべく選挙期日の前日、遅くとも選挙期日当日の午前中までに市町村選管に届くと安心です。

※ 選挙人の名簿登録地でない市町村に郵送するなどの誤りが発生しています。郵送等の前に必ず正しい送付先（選挙人の名簿登録地の市町村選管。投票用紙等の交付請求をした市町村選管）であることを御確認ください。

2 未使用の投票用紙等の返却

投票用紙の請求をしたが、実際には投票しなかった選挙人や、選挙期日までに退院（所）した選挙人、死亡した選挙人にかかる投票用紙等は、交付を受けた市町村選管に必ず返却してください。

返却は他の選挙人が行った不在者投票の送致と同時でも構いませんが、退院（所）した者が期日前投票や当日投票を行うためには、施設から不在者投票用に交付された投票用紙等が返却されている必要がありますので、退院（所）者にかかる投票用紙はお早めに御返却ください。

IX 不在者投票特別経費に係る実績報告

指定施設・刑事施設等における不在者投票に要した経費として、不在者投票特別経費の交付を行います。

1 金額

① 事務的経費

不在者投票に要する経費の額は、不在者投票をした選挙人1人につき 1,236円としています。

なお、投票用紙を請求したものの実際に投票を行わなかった人は対象外です。知事選挙と県議会議員選挙など、複数の選挙が同時に行われる場合に複数の投票を同時に行った場合でも、あくまで選挙人1人につき 1,236円とします。

② 外部立会人への報酬相当額

外部立会人（8～9頁参照）を選任し、施設が報酬（旅費等を含む。）を支払うとき、その立ち合わせるために要する経費の額は、1日につき 12,400円（8.5時間分。時給 1,459円）としています。なお、請求金額は、立会いに従事した実際の時間で算定します。

2 実績報告書

不在者投票特別経費の額を算定し交付するために必要ですので、不在者投票管理者は、不在者投票の実績等について報告をお願いします。なお、実績報告がない場合は、不在者投票特別経費の交付はできませんのでご注意ください。

① 提出書類

㊦ 不在者投票に係る実績報告書（様式10・55頁）

（添付書類）

㊧ 不在者投票実施時に用いた不在者投票事務処理簿の写し（様式6・51頁）

㊨ （外部立会人に報酬を支払った場合）外部立会人選任による不在者投票実績報告書（様式14・60頁）（9頁の手続きで市町村選管に提出したものと同一のもの）及び立会人から徴した領収書の写し

② 報告先（群馬県内に所在の施設の場合）

選挙の種類によって異なり、次のとおりです。

選挙の種類	報告先
(1) 国会議員の選挙（(2)を除く）	群馬県
(2) 国会議員の補欠選挙	当該選挙が執行された都道府県
(3) 都道府県議会議員及び知事の選挙	当該選挙が執行された都道府県 （群馬県議会議員及び群馬県知事の場合は群馬県）
(4) 市町村議会議員及び市町村長の選挙	当該選挙が執行された市町村

3 交付決定・支払い

実績報告書が送付され次第、内容を審査した上で交付を決定し、支払事務を進めます。なお、県選管の場合、当該事務は書類が到達してから概ね1か月程度かかります。

4 県・市町村選挙管理委員会一覧

自治体名	〒	所在地	電話番号	実績報告書のあて名	
北群馬郡	榛東村	370-3593	榛東村大字新井 790-1	0279-54-2211	榛東村選挙管理委員会書記長
	吉岡町	370-3692	吉岡町大字下野田 560	0279-54-3111	吉岡町長
多野郡	上野村	370-1614	上野村大字川和 11	0274-59-2111	上野村長（選挙管理委員会）
	神流町	370-1592	神流町大字万場 90-6	0274-57-2111	神流町長
甘楽郡	下仁田町	370-2601	下仁田町大字下仁田 682	0274-82-2111	下仁田町長
	南牧村	370-2806	南牧村大字大日向 1098	0274-87-2011	南牧村長
	甘楽町	370-2292	甘楽町大字小幡 161-1	0274-74-3131	甘楽町長
吾妻郡	中之条町	377-0494	中之条町大字中之条町 1091	0279-75-2111	中之条町長
	長野原町	377-1392	長野原町大字長野原 1340-1	0279-82-2244	長野原町長
	嬭恋村	377-1692	嬭恋村大字大前 110	0279-96-0511	嬭恋村長
	草津町	377-1792	草津町大字草津 28	0279-88-0001	草津町長（選挙管理委員会）
	高山村	377-0792	高山村大字中山 2856-1	0279-63-2111	高山村長（選挙管理委員会）
	東吾妻町	377-0892	東吾妻町大字原町 1046	0279-68-2111	東吾妻町長（選挙管理委員会）
利根郡	片品村	378-0498	片品村大字鎌田 3967-3	0278-58-2111	片品村選挙管理委員会書記長
	川場村	378-0101	川場村大字谷地 2390-2	0278-52-2111	川場村長
	昭和村	379-1298	昭和村大字糸井 388	0278-24-5111	昭和村長
	みなかみ町	379-1393	みなかみ町後閑 318	0278-62-2111	みなかみ町選挙管理委員会書記長
佐波郡	玉村町	370-1192	玉村町大字下新田 201	0270-65-2511	玉村町選挙管理委員会委員長
邑楽郡	板倉町	374-0192	板倉町大字板倉 2682-1	0276-82-1111	板倉町長
	明和町	370-0795	明和町新里 250-1	0276-84-3111	明和町長
	千代田町	370-0598	千代田町大字赤岩 1895-1	0276-86-2111	千代田町長
	大泉町	370-0595	大泉町日の出 55-1	0276-63-3111	大泉町長
	邑楽町	370-0692	邑楽町大字中野 2570-1	0276-88-5511	邑楽町長
前橋市	371-8601	前橋市大手町 2-12-1	027-898-6742	前橋市長	
高崎市	370-8501	高崎市高松町 35-1	027-321-1301	高崎市長	
桐生市	376-8501	桐生市織姫町 1-1	0277-46-1111	桐生市長	
伊勢崎市	372-8501	伊勢崎市今泉町 2-410	0270-24-5111	伊勢崎市長	
太田市	373-8718	太田市浜町 2-35	0276-47-1111	太田市長	
沼田市	378-8501	沼田市下之町 888	0278-23-2111	沼田市長（選挙管理委員会）	
館林市	374-8501	館林市城町 1-1	0276-72-4111	館林市長	
渋川市	377-8501	渋川市石原 80	0279-22-2111	渋川市長（選挙管理委員会）	
藤岡市	375-8601	藤岡市中栗須 327	0274-22-1211	藤岡市長	
富岡市	370-2392	富岡市富岡 1460-1	0274-62-1511	富岡市長	
安中市	379-0192	安中市安中 1-23-13	027-382-1111	安中市長	
みどり市	379-2395	みどり市笠懸町鹿 2952	0277-76-2111	みどり市長	
群馬県	371-8570	群馬県前橋市大手町 1-1-1	027-226-2218	群馬県知事	

X 不在者投票に関するQ & A

1 施設における不在者投票の概要

【施設所在地に住所のある者】

Q. 住所地の市町村内の病院等に入院している者のうち、歩行ができる者は不在者投票ができないのでしょうか。

A. 自市町村内であっても投票区外であれば不在者投票ができます。また、施設に入院（入所）中の者で一般投票のために外出させることが適当でないと認められるものは、たとえ歩行自体が可能であっても、歩行困難な者と認め、施設内で不在者投票をさせて差し支えありません。

【既に指定を受けている不在者投票施設に併設された未指定施設での不在者投票】

Q. 当病院は不在者投票施設として指定されていますが、このたび分院を設けました。分院の院長は、本院の院長が兼ねています。この場合、本院院長の管理の下で行うのであれば、分院でも不在者投票を行うことができますか。

A. 病院とは別個の病院として分院を開設する場合には、分院自体についても病院とは別に不在者投票施設としての指定を受けなければ、たとえ本院の院長の管理下であっても、その分院では不在者投票を行うことができません。この場合、その分院の入院者が病院で不在者投票を行うこともできません。

不在者投票はあくまで施設ごとに実施します。同一の建物や敷地内であっても、別個の施設であれば、施設ごとに指定を受け、施設ごとに不在者投票を行います。

これは、老人福祉法第5条の3に規定する各種施設（老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、経費老人ホーム）及び同法第29条第1項に定める有料老人ホームが同一の建物や敷地内に複数存在する場合でも、同様です。

2 不在者投票に従事する者

【不在者投票管理者を代理すべき者】

Q. 不在者投票管理者となるべき施設の長がやむを得ない用務のため長期間旅行中等の場合、事務長や事務職員が不在者投票管理者となりますか。

A. 施設の長が候補者となった場合、外国人である場合、又は事故があり、若しくは欠けた場合には、長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。この場合、長の職務を代理すべき立場である限り、事務職員等でも不在者投票管理者となります。

また、施設の長がやむを得ない用務のため長期間旅行中等の場合も、長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となることができます。

【不在者投票管理者の選挙権の有無】

Q. 不在者投票管理者は、その選挙に関して、選挙権を有する必要がありますか。

A. 不在者投票管理者となるべき者は、選挙権の有無にかかわらず、当然に不在者投票管理者となります。ただし、その者が候補者となった場合や、外国人である場合は、不在者投票管理者となることができません。

【不在者投票管理者が選挙に立候補した場合】

Q. 指定病院の院長が選挙に立候補した場合、本人が候補者となっている選挙以外の選挙について不在者投票管理者となることは可能ですか。

A. 自ら候補者となった選挙だけでなく、候補者としての身分を有している期間に行われる全ての選挙の間、不在者投票管理者となることができません。この場合は院長の職務を代理すべき者が不在者投票管理者となります。

【長の職務を代理すべき者が候補者の息子である場合】

Q. 不在者投票施設として指定された病院の院長が候補者となり、その職務を代理する者が息子の場合、その息子が不在者投票管理者となることは構いませんか。

A. 不在者投票管理者となることは差し支えありませんが、外部立会人の導入を積極的に御検討い

ただ、等、立会人の選任について特に留意し、その厳正な立会いの下に不在者投票を執行するなど、特別の配慮をすることが適当です。

なお、不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して、選挙運動を行うことは禁止されています。

【不在者投票管理者の投票記載所への常駐】

Q. 不在者投票管理者は必ず投票記載場所にいないてはなりませんか。

A. 不在者投票管理者の管理下であれば、必ずしも不在者投票管理者本人が投票記載場所に常駐する必要はありません。

ただし、不在者投票管理者の事務を補助する者1人と不在者投票立会人1人の最低2人（代理投票を行う場合であれば、さらに代理投票補助者2人を加えた計4人）がその場にいなければ、不在者投票を実施することはできません。

【投票事務への不在者投票立会人の関与】

Q. 不在者投票立会人は、投票用紙の交付等の補助をしても構いませんか。

A. 不在者投票立会人は、不在者投票が公正に行われるように監視する立場の方なので、投票用紙の交付等の投票事務には一切関わることができません。

不在者投票立会人が投票事務に従事する場合、その従事する間は“投票立会人ではない者”となり、不在者投票立会人が不在と認められ得ます。前問のとおり、不在者投票立会人が不在であれば、不在者投票は実施できませんので、十分注意してください。

【不在者投票立会人の交代】

Q. 不在者投票立会人は不在者投票の期間の途中で交代しても構いませんか。

A. 差し支えありません。ただし、改めて立会人選任の手続きを行ってください。

3 事前準備

【投票記載場所の数】

Q. 投票記載場所は1か所に限られますか。

A. 投票記載場所の数に制限はありませんので、たとえば規模の大きな病院などでは病棟ごとやフロアごとに投票記載場所を設けていただくことも差し支えありません。

ただし、同時に複数の投票記載場所を設ける場合でも全ての投票が立会人の立会いの下で行われるよう、その複数ある投票記載場所のそれぞれに不在者投票立会人を選任・配置してください。

【投票に用いる筆記用具】

Q. 投票の記載をする筆記用具に決まりはありますか。

A. 法令上に定めはありません。ただし、近年投票用紙に多く用いられる紙の材質上、黒鉛筆が書きやすいと思います。

【投票箱】

Q. 投票箱についての定めはありますか。

A. 不在者投票においては投票箱の設置までは不要です。ただし、選挙人から提出された不在者投票について、くれぐれも紛失しないよう、市町村選管に送致するまでの間、施錠できる金庫やロッカー等に保管いただくようお願いします。

【候補者氏名の掲示】

Q. 入院患者から候補者氏名一覧を掲示してほしいという要望が強く、掲示の必要性を感じますが、病院（施設）側において自主的に掲示しても構いませんか。

A. 施設における不在者投票においては、法令上、候補者の氏名等を掲示することはできません（○参照）ので、投票記載場所内に掲示は行わないでください。

4 外部立会人

【外部立会人として選任できる者】

Q. 立会人は、指定施設の職員以外から選任することもできますか。このとき謝金を払った場合は、相当額を不在者投票特別経費として請求することができますか。

A. 立会人の要件（4頁参照）を満たしていれば選任できますが、一方、不在者投票特別経費の対象は、事務的経費（投票者1人当たり1,236円）のほか、市町村選管の選定を受けて指定施設が選任した外部立会人に係る経費に限られています。

外部立会人は、原則として、当該施設が所在する市町村選管が作成した外部立会人の選定を受けることが可能な者の名簿から、市町村選管が選定するものとされています。ただし、当該名簿に掲載されていない者であっても、当該指定施設や特定の候補者・政党等と特別な利害関係がなく、公正・中立の観点から外部立会人としてふさわしいと市町村選管が認める者であれば、外部立会人として選定することも可能ですので、まずは当該施設が所在する市町村選管あて御相談ください。

5 投票用紙等の請求

【不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書】

Q. 代理請求の場合も不在者投票の事由に該当する旨の宣誓書を選挙人に提出させなければなりませんか。

A. 代理請求の場合は必要ありません。

【投票用紙及び不在者投票用封筒の請求依頼書への署名】

Q. 投票用紙及び不在者投票用封筒の請求依頼書の氏名は、必ず本人の署名でなければなりませんか。

A. そもそも代理請求における投票用紙等の交付請求の依頼は、必ずしも書面で行う必要はありません。同様に、署名は必須の要件ではありませんが、本人からの依頼の意思は適切に確認してください。

【同時選挙における投票用紙等の請求】

Q. 2以上の選挙が同時に執行される場合、投票用紙等請求書はそれぞれ別に作成しなければなりませんか。

A. 1つの請求書で複数の選挙に係る投票用紙等を請求しても構いません。

【選挙期日が迫ってからの代理請求依頼】

Q. 選挙期日が迫った時期に、入院患者から投票用紙等の交付請求の依頼があり、速達郵便でも間に合わないときは、自動車、電車等を利用してでも代理請求を行わなければなりませんか。

A. 選挙人から交付請求の依頼があった場合に、代理請求を断ることはできません。郵便によるか直接送致するかは、不在者投票管理者の判断によりますが、不在者投票が可能となるようできる限りのお取りはかりをお願いいたします。

【使用者による請求】

Q. 入院患者から投票用紙の交付請求の依頼があり、代理請求を行いますが、院長の使用者を当該市町村選管に請求に行かせてよいですか。

A. 不在者投票管理者が作成した書面によって交付請求するのであれば、その書面を市町村選管に持って行くことは不在者投票管理者の使用者が行うことでも差し支えありません。

6 投票の実施

【不在者投票用紙等の交付】

Q. 代理請求において投票用紙及び不在者投票用封筒を交付された場合、直ちに選挙人に渡すこと

なく、施設として期日を定めた投票日まで、不在者投票管理者で保管してもよいですか。

- A. 市町村選管から交付された投票用紙等は、交付された投票用紙等の枚数を数えるなどの適切な事務処理のため、不在者投票管理者において保管することもあるかと思えます。保管する間は、施錠できる金庫やロッカー等で保管するなど、紛失等しないよう最大限の御注意をお願いします。また、投票記載場所で投票用紙等を交付することも、一概に禁止されるものではありません。

【選挙人が退院・退所し、又は体調不良で投票ができなくなった場合】

- Q. 選挙人から代理請求の依頼があり投票用紙等を市町村選管から取り寄せましたが、その後選挙人が意識不明や昏睡状態に陥り、不在者投票ができなくなった場合、不在者投票管理者としてどう処置したらよいですか。また、投票実施前に選挙人が退院・退所した場合どうしたらよいですか。

- A. 退院・退所その他の理由によって当該施設で不在者投票ができなかった選挙人について、不在者投票事務処理簿に不在者投票を行わなかった旨及び理由を記録し、使用しなかった投票用紙等については市町村選管に必ず返却してください。

返却時期については、〇〇のとおり、多くは実施済みの不在者投票の送致と同時でかまいませんが、状況によって最適な返却の時期が異なります。判断に迷う場合には、市町村選管等に御相談ください。

(例1) 体調不良により、当該施設で定めた実施日に不在者投票ができなかった選挙人
選挙期日の前日までは不在者投票を行うことができるので、返却せず、選挙期日の前日までの不在者投票の実施を図ることが選挙人の利便にかなうかもしれません。

(例2) 当該施設で定めた実施日より前に退院・退所した選挙人
この選挙人が当日投票所・期日前投票所で投票するためには、不在者投票のために既に交付されている投票用紙等を返却する必要があります。できるだけ速やかに返却することが選挙人の利便にかなうかもしれません（選挙人本人から返還するという方法もある）。

【事務従事者等による候補者氏名等の教示】

- Q. 選挙人から「立候補者の氏名が分からない」と言われた際に、事務従事者や代理投票補助者等が教えても構いませんか。

- A. 市町村選管から送付された候補者氏名等の一覧や選挙公報がある場合、他の選挙人に影響しないような場所で、選挙人の希望に応じてそれらを閲覧させることは必ずしも禁止されるものではありません。ただし、事務従事者や代理投票補助者が口頭で候補者の氏名を教えることは、それが直ちに投票誘導や投票干渉に当たるとは限りませんが、できるだけ避けた方がよいでしょう（代理投票時に選挙人からの指示を受ける際、状況によっては、代理投票補助者が候補者の氏名を声に出すことも必要かもしれません。この場合にも、投票誘導に及ぶ危険のある聞き方、例えば「Aさんに投票しますか？」のような聞き方はしないでください）。

なお、選挙人が備忘録的に、候補者の名刺や、候補者の氏名等を記載したメモ等を投票記載場所に持ち込むことは他の選挙人の投票行動に影響しない限りは差し支えありません。

いずれの場合であっても、不在者投票記載場所に候補者氏名等の掲示はできませんし、候補者の氏名が記載された紙片等が放置されていたり、落ちていたりすることがないように、不在者投票記載場所の管理上、注意してください。

【代理投票における意思表示】

- Q. 代理投票時の選挙人の意思表示について、自書能力もなく話すことも困難な選挙人が、自分が投票したい者の氏名等を候補者の名刺等を呈示して指示することはできますか。

- A. 選挙人の指示は、口頭によることが原則とされていますが、選挙人の意思に基づく限り、紙片、名刺等の提示によることも差し支えありません。

【記名と署名の違い】

- Q. 不在者投票用外封筒にする不在者投票管理者の記名と立会人の署名に関連して、「記名」と「署名」との違いは何ですか。

A. 「記名」とは、ゴム印による印字や事務職員等による記載など本人以外の者が記載したものを指し、「署名」とは、本人による自署を指します。

【関係書類の保存】

Q. 不在者投票立会人選任・承諾書、投票用紙及び不在者投票用封筒の請求依頼書など準備に要した書面や、不在者投票事務処理簿など進捗管理のために用いた書面などは、いつまで保存しなければなりませんか。

A. おたずねの書類については、保存期間について法令上の定めはありません。

公職の選挙については選挙を実施した年から概ね4年間（次期選挙まで）、最高裁判所裁判官国民審査については審査を実施した年から5年間を目処に、それぞれ保存していただくことを推奨しています。

7 不在者投票特別経費

【本人請求と代理請求】

Q. 投票用紙等を代理請求した場合と本人請求した場合とで、経費の支払額に違いがありますか。

A. いずれも同額で1,236円です。

【同時に実施した選挙における経費の額】

Q. 1人の選挙人が衆議院議員総選挙における小選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査の不在者投票をした場合と1つの選挙についてのみ不在者投票をした場合とで経費の支払額に違いはありますか。

A. いずれも同額で1,236円です。なお、参議院議員通常選挙における選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙についても同様の取扱いとなります。

【国政選挙における他県に住所がある選挙人に係る経費請求先】

Q. 参議院議員通常選挙において不在者投票を行う場合で、群馬県以外に住所がある入所者等のうち、他の都道府県の市区町村選管から投票用紙の交付を受けて不在者投票を行った選挙人に係る不在者投票の経費は、どこに請求すればよいですか。

A. 衆議院議員総選挙及び参議院議員通常選挙の場合、群馬県内に所在の施設は、選挙人の住所の違いに関わらず、全ての選挙人の分について群馬県選挙管理委員会書記長あて請求してください。ただし、一部の都道府県（地域）のみで実施される補欠選挙等については、その選挙が実施された都道府県に請求してください。

XI 各様式の記載例

群馬県選挙管理委員会委員長 様

(申請者) ※施設の開設(設置)者
所在地
甲市乙町11番地
名称
医療法人黒保根会
代表者の職・氏名
理事長 赤城 太郎

不在者投票ができる施設の指定について (申請)

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号に該当する施設として下記のとおり指定を受けたいので申請します。

記

- 1 指定を申請する施設
別紙「不在者投票施設概要」のとおり
- 2 申請理由
入院患者から投票希望が多く寄せられているため。
- 3 添付書類
(1) 不在者投票施設概要
(2) 施設開設許可書等(写)
(3) 職員(職種・氏名・年齢)一覧表
(4) 施設案内文書(パンフレットで既存のもの)
- 4 指定申請事務に係る連絡先
電話: 027-222-3333
メール: mailaddress@.....jp

(様式 1 - 2)

不在者投票施設概要

1 施設

(所在地)

甲市乙町 11 番地 2

(名称)

赤城大沼病院

2 施設の開設(設置)者

(住所又は所在地)

甲市乙町 11 番地

(氏名 又は 名称)

医療法人黒保根会

3 施設の種別 (該当するものの番号に○)

① 病院 (介護老人保健施設を含む)

(診療科目: ○○科)

② 老人ホーム (養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、有料老人ホーム)

③ 身体障害者支援施設

④ 保護施設

4 病床数 (入所定員)

50 床

(○○年○○月○○日現在 市町村別の入院(所)者数)

市町村名	前橋市	高崎市	吉岡町	榛東村							計
人	30	10	6	4							50

5 従業員数

40 名

6 不在者投票事務の執行体制に係る情報

(1) 不在者投票管理者 (現在の施設長の氏名)

赤城太郎

申請時点で予定されている
執行体制を記入してください。

(2) 不在者投票立会人 (いずれかに○)

① 外部立会人を活用予定

② その他から選任予定

(3) 不在者投票特別経費の交付先 (いずれかに○)

① 施設あて

② 開設(設置)者あて

(様式2)

XX年XX月XX日

群馬県選挙管理委員会委員長 様

(申請者) ※施設の開設(設置)者
所在地
甲市乙町11番地
名称
医療法人黒保根会
代表者の職・氏名
理事長 赤城 太郎

(印)

不在者投票施設の指定事項の異動について (届出)

下記事項に異動がありましたので届け出ます。

記

1 異動事項 (異動があった項目を記載する)

項目	内 容	
施設の名称	新	あおき大沼病院
	旧	赤城大沼病院
施設の所在地	新	
	旧	
開設(設置)者の名称	新	
	旧	
開設(設置)者の所在地	新	
	旧	

同一の開設者において名称が変更した場合の様式です。
物理的に同一である建物を引き継いで使用する場合であっても、開設する者が変わる(例えば、医療法7条1項の開設許可や老人福祉法15条の設置認可が改めて必要になる場合)のであれば、不在者投票においても別個の施設として扱います。
この場合、不在者投票ができる施設としての指定の継続を希望するときは、施設を引き継いだ者から不在者投票施設の指定について申請し直してください。

(様式3)

XX年XX月XX日

群馬県選挙管理委員会委員長 様

(申請者) ※施設の開設(設置)者
所在地

甲市乙町11番地
名 称

医療法人黒保根会

代表者の職・氏名

理事長 赤城 太郎



不在者投票施設の指定解除について (申請)

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号該当施設として指定を受けていましたが、下記の理由により不在者投票施設の指定の解除を申請いたします。

記

1 指定の解除を申請する施設

(1) 施設の名称

赤城大沼病院

(2) 所在地

甲市乙町11番地2

2 理 由

事業を休止するため。

投票用紙及び不在者投票用封筒の請求依頼書

選挙期日当日を記入（各施設で不在者投票を実施する日ではありません。）

私は、令和X1年X1月20日執行（予定）の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査において、選挙の当日公職選挙法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当する見込みであり、赤城大沼病院で不在者投票を行いたいため、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求して下さるよう依頼いたします。

XX年XX月XX日

施設名称 赤城大沼病院

不在者投票管理者 赤城太郎 様

同時に執行される選挙については一括して交付請求することでも差し支えありません。（衆議院議員総選挙は小選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の2つの選挙が同日に執行される）

現住所	ぐんま市大手町111
選挙人名簿に登録されている住所	同上
(病)室名	101号室
氏名	群馬 一男
生年月日	明治 大正 昭和 11年 11月 11日生 (男・女) 平成
備考	(該当するものがある場合は✓をしてください) <input checked="" type="checkbox"/> 点字投票を希望します。 <input type="checkbox"/> (都道府県の議会の議員又は長の選挙時) 引続居住証明書を提示します。 <input type="checkbox"/> (都道府県の議会の議員又は長の選挙時) 引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認の申請を希望します。

(様式5) 病院長等から市区町村選挙管理委員会への請求

投票用紙及び不在者投票用封筒請求書

別記の選挙人 5人は、令和X1年X1月20日執行(予定)の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の当日、当 赤城大沼病院 にあるため、当病院(当施設)において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼があったので、別記選挙人に代わって、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

令和X1年X1月10日

請求先(選挙人名簿の登録がある市町村の選挙管理委員会)を記載してください。
請求先を誤ると、結果としてお手数をおかけすることになるので、送付前に御確認をお願いします。

ぐんま市 選挙管理委員会委員長 様

〒371-0000

施設所在地 甲市乙町11番地2

施設名称 赤城大沼病院

不在者投票管理者

氏 名 赤城 太郎

※不在者投票管理者となるべき者の代理人が請求する場合に記載

代理人

氏 名 _____

事務担当者氏名 白根 四郎
電話番号 027-222-3333

市町村選管からの問合せのため、事務担当者の連絡先を記入してください。

交付請求の依頼があった選挙人について記載してください。

別記（投票用紙等の請求書に添付）

No.	住 所	選挙人名簿に記載されている住所	選 挙 人 氏 名	生 年 月 日	備 考
1	ぐんま市大手町111	同左	群馬 一男	明治 大正 昭和 平成 11年11月11日	点字
2	ぐんま市大手町222	同左	群馬 二男	明治 大正 昭和 平成 22年 2月22日	
3	ぐんま市大手町333	同左	群馬 三男	明治 大正 昭和 平成 33年 3月 3日	
4	ぐんま市大手町444	同左	群馬 四男	明治 大正 昭和 平成 44年 4月 4日	
5	甲市乙町111	ぐんま市大手町555	群馬 五男	明治 大正 昭和 平成 55年 5月 5日	引続居住
6	3か月以内に転居した方にとっては、現住所と選挙人名簿に登録されている住所が異なることがあります。該当の方がいる場合は、関係する市町村に御相談ください。			明治 大正 昭和 平成 年 月 日	
7				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	
8				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	
9				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	
10				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	

★点字で投票する者は、備考欄に「点字」と記載すること。

★都道府県選挙において、従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村に対して請求する者は、備考欄に「引続居住」と記載すること

(様式6)

不在者投票事務処理簿

【選挙名】令和X1年X1月20日執行衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査 (不在者投票施設)

施設名称：赤城大沼病院

不在者投票管理者：赤城 太郎

点字投票者に記載 (点字用の投票用紙等を渡すので注意)

	選挙人住所 <small>※選挙人名簿に記載されている住所と現住所が異なる場合、選挙人名簿に記載されている住所 ※本人請求の場合、不在者投票証明書を発行した選挙の所在する市町村の名称を記載</small>	選挙人氏名	点字投票の申立て	投票用紙等の請求月日	選挙からの投票用紙等の受理月日	投票用紙等の受理後、選挙人への交付月日	投票			投票の送致月日及び方法	備考	
							投票月日	立会人氏名 (市町村選定の場合、右欄に○をつける)	代理投票 仮投票の実施			
交付請求どおりに投票を行った選挙人の場合												
1	ぐんま市大手町111	群馬 一男	点字	X1/10	X1/15	X1/17	X1/17	榛名次郎	○		X1/19	投票用紙等の交付を受けたが投票を行わなかった者の記録は、備考欄を活用する
交付請求を行ったが投票しなかった、又は一部投票しなかった選挙人の場合												
2	ぐんま市大手町222	群馬 二男		X1/10	X1/15	X1/17						投票しなかった
3	ぐんま市大手町333	群馬 三男		X1/10	X1/15	X1/17	X1/17	榛名次郎	○		X1/19	国審の投票をしなかった
代理投票又は代理投票の仮投票を行った選挙人の場合→「代理投票・仮投票処理簿」にも記録する												
4	ぐんま市大手町444	群馬 四男		X1/10	X1/15	X1/18	X1/18	妙義三郎		代理投票	X1/19	
5	ぐんま市大手町555	群馬 五男		X1/10	X1/15	X1/18	X1/18	妙義三郎		仮投票	X1/19	
本人請求により投票用紙等の交付をうけた選挙人の場合												
6	ぐんま市	群馬 六男		本人請求			X1/18	妙義三郎			X1/19	

35

本人請求の場合、選挙人の住所は詳細がわからない。

不在者投票証明書を発行した選挙管理委員会に不在者投票を送致することになるので、その送致先がわかるように記録

(=不在者投票証明書を発行した選挙管理委員会が所在する市町村名を記載) する。

*経費の請求書に必ず添付すること

不在者投票立会人選任・承諾書

氏 名	住 所
榛名 次郎	ぐんま市大手町 1 1 1 2

令和 X 1 年 X 1 月 2 0 日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の当病院(当施設)で実施する不在者投票における不在者投票立会人に選任する。

令和 X 1 年 X 1 月 1 7 日

施 設 の 名 称 赤城大沼病院

不在者投票管理者

氏 名 赤城 太郎

上記の立会人になることを承諾します。

令和 X 1 年 X 1 月 1 7 日

氏 名 榛名 次郎

代理投票補助者選任書

氏名	住所
白根 四郎	ぐんま市大手町1113
浅間 五郎	ぐんま市大手町1114

令和X1年X1月20日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の当病院(当施設)で実施する不在者投票における代理投票の補助者に選任する。

令和X1年X1月17日

施設 の 名称 赤城大沼病院

不在者投票管理者

氏 名 赤城 太郎

不在者不在者投票に係る実績報告書 兼 請求書

記

選挙	令和X1年X1月20日執行衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査		
不在者投票施設 〔名称〕 〔所在地〕	赤城大沼病院 甲市乙町11番地2	当該施設で不在者投票を行った実人員数を記載する。 (様式6)の記載例から言えば、「群馬二男」は投票を行っていないので除外。	
不在者投票者数	5 人 <small>(不在者投票の詳細は別添「不在者投票事務処理簿」写しのとおり)</small>	市町村選管が選定した外部立会人を立ち会わせるために要した額	円 <small>(外部立会人の詳細は別添「外部立会人選任による不在者投票実績報告書」写しのとおり)</small>

上記のとおり、不在者投票を実施しました。ついては、不在者投票特別経費の交付を請求します。

令和XX年XX月XX日

不在者投票管理者 職・氏名：院長 赤城 太郎



群馬県知事 あて

不在者投票特別経費の受領に関する届

上記の不在者投票施設に係る経費を担当し、不在者投票特別経費の受領する者について、下記のとおり届け出ます。
記

1 不在者投票特別経費の受領者 (①②のいずれかにチェック)

① 不在者投票管理者 (不在者投票施設の長)

② 不在者投票施設の開設(設置)者 (②にチェックした場合、以下に開設(設置)者を記入)

開設(設置)者 所在地 名称 代表者の職・氏名	甲市乙町11番地 医療法人黒保根会 理事長 赤城 太郎
----------------------------------	-----------------------------------

2 振込先口座 (上1でチェックした者が使用、管理する口座)

金融機関名	あかぎやま <input type="checkbox"/> 銀行・信用金庫 信用組合・農協 <input type="checkbox"/> かくまんぶち <input type="checkbox"/> 支店・出張所
口座種別及び口座番号	<input type="checkbox"/> 普通・当座 7 7 7 7 7 7 7 7
口座名義	【カタカナ表記】 イ) クロホネカイ
	【漢字表記】 医療法人黒保根会 理事長 赤城太郎
上の口座について該当するものに <input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/> 以前に届け出た口座 (R6 年執行の 衆議院議員 選挙時と同じ)
	<input type="checkbox"/> 以前に届け出た口座を一部変更 (口座名義が変わったなど)
	<input type="checkbox"/> 届け出たことがない新規口座

氏名：白根四郎

(事務担当者) 電話番号：027-222-3333

メールアドレス：mailaddress@.....jp

(様式10 裏面)

記載上の注意事項

- 1 不在者投票者数は実際に不在者投票を行った者の実員数とすること。投票用紙等の交付を受けた者であっても、実際に不在者投票を行わなかったのであれば、その者は数に算入しないこと。
- 2 同時(同日)選挙の時は、1人あたり複数の投票を処理いただくこととなるが、この場合でも不在者投票者数は投票を行った者の実員数とすること。
- 3 不在者投票の実績を確認する資料として「不在者投票事務処理簿」の写しを添付すること。
- 4 市町村が選定した外部立会人に報酬を支出した場合は、その報酬額を記載の上、「外部立会人選任による不在者投票実績報告書」の写し及び立会人から徴した領収書の写しを添付すること。
- 5 不在者投票管理者の印を必ず押印すること。

▶ 本様式において、「開設(設置)者」とは、不在者投票施設である病院や特別養護老人ホームといった施設を開設したり設置したりしている者を指しています。

(例) 社会福祉法人ABC が設置する 特別養護老人ホームエービーシー の施設長 蘇我エビシ
【開設(設置)者】 【不在者投票“施設”】 【不在者投票管理者】

▶ 不在者投票特別経費の受領に関する届の「1 不在者投票特別経費の受領者」欄は、不在者投票特別経費の交付決定先の判断に活用します。

(例)「社会福祉法人ABC(理事長 蘇我いるか) が設置する
特別養護老人ホームエービーシー の施設長 蘇我エビシ」の場合

(パターン1) 1 不在者投票特別経費の受領者 (①②のいずれかにチェック)

- ① 不在者投票管理者 (不在者投票施設の長)
② 不在者投票施設の開設(設置)者 (②にチェックした場合、以下に開設(設置)者を記入)

開設(設置)者 所在地 名称 代表者の職・氏名	
----------------------------------	--

→ 「特別養護老人ホームエービーシー 施設長 蘇我エビシ」宛に交付決定。

(パターン2) 1 不在者投票特別経費の受領者 (①②のいずれかにチェック)

- ① 不在者投票管理者 (不在者投票施設の長)
② 不在者投票施設の開設(設置)者 (②にチェックした場合、以下に開設(設置)者を記入)

開設(設置)者 所在地 名称 代表者の職・氏名	
----------------------------------	--

→ 「社会福祉法人ABC 理事長 蘇我いるか」宛に交付決定。

▶ 事務担当者のメールアドレス欄について

氏名：
(事務担当者) 電話番号：
メールアドレス： ←ここに記載があれば、このメールアドレスあてに交付決定通知書を送信します。

▶ 振込先口座について

太線囲み内の情報に誤りがあると、振込不能となる可能性が極めて高くなります。特に、カタカナ表記の口座名義の誤記は多く見られます。ATMで表示されるそのままのカタカナ表記を記載してください。また、金融機関によって口座情報の確認手段が異なる場合もあり、「以前は受け取れたから今回も大丈夫」とは限りません。入念な御確認をお願いします。なお、振込不能が生じると、一般的には、不能となった分の手数料負担が支払側に生じ得ます。

(様式11) 所在地の市町村選管に提出 (FAX可)

XX年XX月XX日

甲市 選挙管理委員会 あて

(施設名) 赤城大沼病院
(不在者投票管理者氏名) 赤城太郎
(事務担当者氏名) 白根四郎
(電話番号) 027-222-3333
(FAX番号) 027-222-3334

外部立会人の選定について (依頼)

当施設では、公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第49条第1項の規定により、下記のとおり不在者投票を実施する予定ですので、同条第10項の規定に基づく立会人の選定を依頼します。

記

(1) 日 時

令和X1年X1月17日 9時00分 ~ 10時 00分

(2) 場 所

赤城大沼病院 (甲市乙町11番地2)

(3) 見込まれる投票者数

5人 (概算)

(様式 1 4) 立会人を選定した市町村及び不在者投票特別経費請求先に提出

年 月 日

甲市 選挙管理委員会 あて

(施設名) 赤城大沼病院

(不在者投票管理者氏名) 赤城太郎

外部立会人選任による不在者投票実績報告書

以下のとおり報告します。

1 不在者投票立ち会の実績

(1) 立会日

令和 X1 年 X1 月 17 日

(2) 立会時間

9 時 0 0 分 ~ 1 0 時 0 0 分 (1 時間 0 0 分)

(3) 立会場所

赤城大沼病院 (甲市乙町 11 番地 2)

(4) 立会人氏名

榛名次郎

(5) 不在者投票者総数

2 人

(投票者の市町村別内訳)

ぐんま市 2 人

2 要した経費 (報酬) の額

1, 459 円

* 上限は 1 日 12, 400 円、時給 1, 459 円です。

* 立会人から徴した領収書の写しを添付してください。

報酬を支払った場合には、立会人から領収書 (様式任意) を忘れずに徴し、その写しをこの報告書に添付してください。

XII 様式集

様式については群馬県ホームページからもダウンロードできます。

群馬県ホームページ (<https://www.pref.gunma.jp>)

トップページから、「県政情報・DX・県の計画」>「選挙」>
「県及び国政選挙の管理執行、政治団体などのことなら」>「申請書等の様式」
>「施設における不在者投票事務の手引」を選択

(様式1-1)

年 月 日

群馬県選挙管理委員会委員長 様

(申請者) ※施設の開設(設置)者
所在地

名 称

代表者の職・氏名

不在者投票ができる施設の指定について (申請)

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号に該当する施設として下記のとおり指定を受けたいので申請します。

記

- 1 指定を申請する施設
別紙「不在者投票施設概要」のとおり
- 2 申請理由
- 3 添付書類
 - (1) 不在者投票施設概要
 - (2) 施設開設許可書等 (写)
 - (3) 職員 (職種・氏名・年齢) 一覧表
 - (4) 施設案内文書 (パンフレットで既存のもの)
- 4 指定申請事務に係る連絡先
電 話 :
メー ル :

(様式 1 - 2)

不在者投票施設概要

1 施設

(所在地)

(名 称)

2 施設の開設(設置)者

(住所又は所在地)

(氏名 又は 名称)

3 施設の種別 (該当するものの番号に○)

① 病院 (介護老人保健施設を含む)

(診療科目: _____)

② 老人ホーム (養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人短期入所施設、軽費老人ホーム、有料老人ホーム)

③ 身体障害者支援施設

④ 保護施設

4 病床数 (入所定員)

(_____ 年 _____ 月 _____ 日現在 市町村別の入院 (所) 者数)

市町村名											計
人											

5 従業員数

6 不在者投票事務の執行体制に係る情報

(1) 不在者投票管理者 (現在の施設長の氏名)

(2) 不在者投票立会人 (いずれかに○)

① 外部立会人を活用予定

② その他から選任予定

(3) 不在者投票特別経費の交付先 (いずれかに○)

① 施設あて

② 開設 (設置) 者あて

(様式2)

年 月 日

群馬県選挙管理委員会委員長 様

(申請者) ※施設の開設(設置)者
所在地

名 称

代表者の職・氏名

(印)

不在者投票施設の指定事項の異動について (届出)

下記事項に異動がありましたので届け出ます。

記

1 異動事項 (異動があった項目を記載する)

項目	内 容	
施設の名称	新	
	旧	
施設の所在地	新	
	旧	
開設(設置)者の 名称	新	
	旧	
開設(設置)者の 所在地	新	
	旧	

(様式3)

年 月 日

群馬県選挙管理委員会委員長 様

(申請者) ※施設の開設(設置)者
所在地

名 称

代表者の職・氏名

(印)

不在者投票施設の指定解除について (申請)

公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号該当施設として指定を受けていましたが、下記の理由により不在者投票施設の指定の解除を申請いたします。

記

1 指定の解除を申請する施設

(1) 施設の名称

(2) 所在地

2 理 由

投票用紙及び不在者投票用封筒の請求依頼書

私は、 年 月 日執行(予定)の 選挙において、選挙の当日公職選挙法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当する見込みであり、 で不在者投票を行いたいので、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求して下さるよう依頼いたします。

年 月 日

施設名称 _____

不在者投票管理者 _____ 様

現住所	
選挙人名簿に登録されている住所	
(病)室名	
氏名	
生年月日	明治 大正 年 月 日生 (男・女) 昭和 平成
備考	(該当するものがある場合は✓をしてください) <input type="checkbox"/> 点字投票を希望します。 <input type="checkbox"/> (都道府県の議会の議員又は長の選挙時) 引続居住証明書を提示します。 <input type="checkbox"/> (都道府県の議会の議員又は長の選挙時) 引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認の申請を希望します。

(様式5) 病院長等から市区町村選挙管理委員会への請求

投票用紙及び不在者投票用封筒請求書

別記の選挙人 人は、 年 月 日執行(予定)の
選挙の当日、当 があるため、当病院
(当施設)において投票する見込みであり、公職選挙法施行令第50条第4項の規定による依頼が
あったので、別記選挙人に代わって、投票用紙及び不在者投票用封筒の交付を請求します。

年 月 日

_____ 選挙管理委員会委員長 様

〒 _____

施設所在地 _____

施設名称 _____

不在者投票管理者

氏 名 _____

※不在者投票管理者となるべき者の代理人が請求する場合に記載

代理人

氏 名 _____

(事務担当者氏名 _____)
電話番号 _____)

別記（投票用紙等の請求書に添付）

No.	住 所	選挙人名簿に記載されている住所	選 挙 人 氏 名	生 年 月 日	備 考
1				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	
2				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	
3				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	
4				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	
5				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	
6				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	
7				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	
8				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	
9				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	
10				明治 大正 昭和 平成 年 月 日	

★点字で投票する者は、備考欄に「点字」と記載すること。

★都道府県選挙において、従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村に対して請求する者は、備考欄に「引続居住」と記載すること。

(様式6)

不在者投票事務処理簿

(不在者投票施設)

【選挙名】

施設名称:

不在者投票管理者:

	選挙人住所 <small>※選挙人名簿に記載されている住所と現住所が異なる場合、選挙人名簿に記載されている住所 ※本人請求の場合、不在者投票証明書を発行した選挙の所在する市町村の名称</small>	選挙人氏名	点字投票の申立て	投票用紙等の請求月日	選挙からの投票用紙等の受理月日	投票用紙等の受理後、選挙人への交付月日	投票			投票の送致月日及び方法	備考
				※本人請求の場合、いずれかの欄に「本人請求」と記載し、月日の記載不要			投票月日	立会人氏名 (市町村選定の場合、右欄に○をつける)	代理投票 仮投票の実施		
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											

不在者投票立会人選任・承諾書

氏名	住所

年 月 日執行の 選挙の当病院（当施設）で実施する不在者投票における不在者投票立会人に選任する。

年 月 日

施設の名称 _____

不在者投票管理者
氏 名 _____

上記の立会人になることを承諾します。

年 月 日

氏 名 _____

代理投票補助者選任書

氏 名	住 所

年 月 日執行の 選挙の当病院（当施設）で実施する不在者投票における代理投票の補助者に選任する。

年 月 日

施設 の 名 称 _____

不在者投票管理者

氏 名 _____

不在者投票に係る実績報告書 兼 請求書

記

選挙			
不在者投票施設 〔 名 称 〕 〔 所在地 〕			
不在者投票者数	人 <small>(不在者投票の詳細は別添「不在者投票事務処理簿」写しのとおり)</small>	市町村選管が選定した外部立会人を立ち会わせるために要した額	円 <small>(外部立会人の詳細は別添「外部立会人選任による不在者投票実績報告書」写しのとおり)</small>

上記のとおり、不在者投票を実施しました。ついては、不在者投票特別経費の交付を請求します。

令和 年 月 日

不在者投票管理者 職・氏名：

(印)

あて

不在者投票特別経費の受領に関する届

上記の不在者投票施設に係る経費を担任し、不在者投票特別経費の受領する者について、下記のとおり届け出ます。
記

1 不在者投票特別経費の受領者 (①②のいずれかにチェック)

① 不在者投票管理者 (不在者投票施設の長)

② 不在者投票施設の開設(設置)者 (②にチェックした場合、以下に開設(設置)者を記入)

開設(設置)者 所在地 名称 代表者の職・氏名	
----------------------------------	--

2 振込先口座 (上1でチェックした者が使用、管理する口座)

金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協							支店・出張所
口座種別及び口座番号	普通	当座						
口座名義	【カタカナ表記】							
	【漢字表記】							
上の口座について該当するものに <input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 以前に届け出た口座 (年執行の 選挙と同じ)							
	<input type="checkbox"/> 以前に届け出た口座を一部変更 (口座名義が変わったなど)							
	<input type="checkbox"/> 届け出たことがない新規口座							

氏 名：

(事務担当者) 電話番号：

メールアドレス：

記載上の注意事項

- 1 不在者投票者数は実際に不在者投票を行った者の実員数とすること。投票用紙等の交付を受けた者であっても、実際に不在者投票を行わなかったのであれば、その者は数に算入しないこと。
- 2 同時（同日）選挙の時は、1人あたり複数の投票を処理いただくこととなるが、この場合でも不在者投票者数は投票を行った者の実員数とすること。
- 3 不在者投票の実績を確認する資料として「不在者投票事務処理簿」の写しを添付すること。
- 4 市町村が選定した外部立会人に報酬を支出した場合は、その報酬額を記載の上、「外部立会人選任による不在者投票実績報告書」の写し及び立会人から徴した領収書の写しを添付すること。
- 5 不在者投票管理者の印を必ず押印すること。

(様式 1 1) 所在地の市町村選管に提出 (F A X 可)

年 月 日

_____選挙管理委員会 あて

(施設名)
(不在者投票管理者氏名)
(事務担当者氏名)
(電話番号)
(F A X 番号)

外部立会人の選定について (依頼)

当施設では、公職選挙法 (昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号) 第 4 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり不在者投票を実施する予定ですので、同条第 1 0 項の規定に基づく立会人の選定を依頼します。

記

(1) 日 時

年 月 日 時 分 ~ 時 分

(2) 場 所

(3) 見込まれる投票者数

人 (概算)

(様式 1 2) 市町村選管から施設宛てに通知 (F A X 可)

年 月 日

(施設名) _____

(不在者投票管理者氏名) _____ 様

_____選挙管理委員会

外部立会人の選定 (任命) 等について (通知)

貴施設からあった標記の件については、次のとおり対応します。

(以下の番号のいずれかに○を付ける)

1. 次の者を立会人に選定し、貴施設に派遣します。

ふりがな

氏 名

貴施設からの報酬支払い

・必要 (_____ 円) ←金額は市町村において記入する。(例 時給 1, 4 5 9 円)

*実際に立ち会った時間に基づき支給してください。

*時給の場合、1 時間未満の端数は切上げてください。

・不要

2. 立会人は派遣できませんが、投票実施時間中に次の職員を巡回させます。

職員氏名

*立会人は従来どおり、施設において選定してください。

3. 今回は上記 1. 2 のいずれの対応もできません。

事務担当者氏名	
電 話 番 号	()
F A X 番 号	()

年 月 日

(立会人氏名) _____ 様

_____選挙管理委員会

外部立会人の選定 (任命) について (通知)

あなたを下記の施設で行う不在者投票における外部立会人に選定 (任命) しましたので、通知します。

記

(1) 施設名

(電話番号)

(担当者名)

(2) 立会日時

年 月 日 時 分 ~ 時 分

(3) 報酬支払いの有無

・有り (_____ 円) ←金額は市町村において記入する。(例 時給 1, 4 5 9 円)

*実際に立ち会った時間に基づき支給されます。

*時給の場合、1 時間未満の端数は切上げます。

・無し

(4) その他

当日は印鑑を必ず御持参ください。

事務担当者氏名	
電 話 番 号	()
F A X 番 号	()

(様式14) 立会人を選定した市町村及び不在者投票特別経費請求先に提出

年 月 日

_____選挙管理委員会 へ

(施設名) _____

(不在者投票管理者氏名) _____

外部立会人選任による不在者投票実績報告書

以下のとおり報告します。

1 不在者投票立ち会いの実績

(1) 立会日

年 月 日

(2) 立会時間

時 分 ~ 時 分 (時間 分)

(3) 立会場所

(4) 立会人氏名

(5) 不在者投票者総数

人

(投票者の市町村別内訳)

2 要した経費(報酬)の額

_____円

*上限は1日12,400円、時給1,459円です。

*立会人から徴した領収書の写しを添付してください。